

Bulletin of
Shimane
Art Museum
第1号

島根県立美術館
研究紀要



島根県立美術館
研究紀要

第1号

島根県立美術館
研究紀要

Bulletin of
Shimane
Art Museum
第1号

2020

2020

島根県立美術館研究紀要

第1号

目次

島根県美術史研究史料(古代篇)	
椋木賢治	4
金工家 金田勝造の民藝運動以降の制作について	
山本麻代	20
廃墟の詩 ^{うた} 奈良原一高《無国籍地》1954	
葛谷典子	43

島根県美術史研究史料（古代篇）

椋木賢治

凡例

・現在の島根県域（旧出雲国・石見国・隠岐国）における美術作品の制作と伝来に関する文献史料・銘文等のうち年次的に配列できるものを集成し、編年方式により収めた。

・採録の範囲は七世紀から十一世紀までとした。

・採録の対象は美術作品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍）に関する史料を主とし、これらの設置される建造物についても適宜採り上げた。

・原則として常用漢字を用い、便宜的に句読点等を付した。

天武十四年（六八五）三月二十七日

諸国、家ごと^レに仏舎を作り、仏像と経を置き、礼拝供養するよう命じる。

「壬申、詔、諸国每家、作仏舎、及置仏像及経、以礼拝供養。」

〔日本書紀 卷第二十九〕

持統六年（六九二）五月

銅造観音菩薩立像（島根・鰐淵寺蔵）

「壬辰年五月出雲国若倭部

臣徳太理為父母作奉菩薩」

〔刻銘〕

※壬辰年は像の様式からこの年に比定される。

持統八年（六九四）五月十一日

諸国に金光明経を送り置く。

「癸巳、以金光明経一百部、送置諸国。必取毎年、正月上玄読之。其布施、以当国官物充之。」

〔日本書紀 卷第三十〕

大宝元年（七〇二）六月八日

七道諸国に使者を遣わし、新しい印の雛形を頒付する。

「己酉、勅、凡其庶務。一依新令。又国宰・郡司、貯置大税、必須如法。如有闕怠、随事科断。是日、遣使七道、宣告依新令為政、及給大租之状、并頒付新印様。」

〔統日本紀 卷第二〕

慶雲元年（七〇四）四月九日

鍛冶司に諸国の印を鑄造するよう命じる。

「夏四月甲子、令鍛冶司鑄諸国印。」

〔統日本紀 卷第三〕

養老四年（七二〇）三月二十三日

出雲国などに駅鈴を支給する。

「乙亥、按察使向京、及巡行属国之日、乘伝給食。因給常陸国十剋、遠江国七剋、伊豆・出雲二国鈴各一。」

〔統日本紀 卷第八〕

養老四年（七二〇）五月二十一日

『日本書紀』成立。このなかに出雲にまつわる伝承が認められる。

崇神六十年七月十四日　出雲飯入根が出雲大神宮の神宝を献上する。

「六十年秋七月丙申朔己酉、詔群臣曰、武日照命^{一云、武夷鳥。又云、天夷鳥。}、従天将来神宝、藏于出雲大神宮。是欲見焉。則遣矢田部造遠祖武諸隅^{一書云、一名、大母隅也。}而使献。当是時、出雲臣之遠祖出雲振根主于神宝。是往筑紫国而不遇矣。

其弟飯入根、則被皇命、以神宝、付弟甘美韓日狭与子鷗濡淳而貢上。既而出雲振根、従筑紫還来之、聞神宝献于朝廷、責其弟飯入根曰、数日当

待。何恐之乎、輒許神宝。是以、既経年月、猶懷恨忿、有殺弟之志、仍欺弟曰、頃者、於止屋淵多生菱。願共行欲見。則隨兄而往之。先是、兄窃作木刀、形似真刀。当时自佩之、弟佩真刀。共到淵頭、兄謂弟曰、淵水清冷。

願欲共游泳。弟従兄言、各解佩刀、置淵辺、沐於水中。乃兄先上陸、取弟真刀自佩。後弟驚而取兄木刀、共相撃矣。弟不得拔木刀。兄撃弟飯入根而殺之。故時人歌之曰、椰匂毛多菟、伊頭毛多鶏流餓、波鶏流多知、菟頭邏佐波磨枳、佐微那辞珥、阿波礼。於是、甘美韓日狭・鷗濡淳、参向朝廷、曲奏其状。則遣吉備津彦与武淳河別、以誅出雲振根。故出雲臣等、畏是事、不祭大神而有間。時丹波水上人、名水香戸辺、啓于皇太子活目

垂仁二十六年八月三日　出雲国の神宝を物部十千根大連に檢校させる。

「廿六年秋八月戊寅朔庚辰、天皇勅物部十千根大連曰、屢遣使者於出雲国、雖檢校其国之神宝、無分明申言者。汝親行于出雲、宜檢校定。則十千根大連校定神宝、而分明奏言之。仍令掌神宝也。」

〔日本書紀 卷第六〕

垂仁三十二年七月六日　野見宿禰、出雲国の土部百人に人・馬・種々の物を埴で造作させる。

「卅二年秋七月甲戌朔己卯、皇后日葉酢媛命^{一云、日葉酢媛命也。}、臨葬有日焉、

天皇詔群卿曰、従死之道、前知不可。今此行之葬、奈之為何。於是、野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋立生人、是不良也、豈得伝後葉乎。願今將議便事而奏之。則遣使者、喚上出雲国之土部壹百人、自領土部等、取埴以造作人・馬及種々物形、献于天皇曰、自今以後、以是土物更易生人、樹於陵墓、為後葉之法則。天皇、於是、大喜之、詔野見宿禰曰、汝之便議、寔洽朕心。則其土物、始立于日葉酢媛命之墓。仍号是土物謂埴輪。亦名立物也。仍下令曰、自今以後、陵墓必樹是土物、無傷人焉。天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地。即任土部職。因改本姓謂土部臣。是土部連等、主天皇喪葬之縁也。所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也。」

神龜三年(七二六)二月二日

出雲国造出雲臣広島、劍・鏡などを献上する。

〔辛亥、出雲国造從六位上出雲臣広島齋事畢、獻神社劍鏡并白馬、鵠等。広島并祝二人並進位二階。賜広島絶廿疋、綿五十屯、布六十端、自余祝部一百九十四人祿各有差。〕

〔統日本紀 卷第九〕

神龜五年(七二八)十二月二十八日

諸国に金光明経を頒下する。

〔十二月己丑、金光明経六十四帙六百冊卷頒於諸国。国別十卷。先是、諸国所有金光明経、或国八卷、或国四卷。至是、写備頒下。随経到日、即令転読。為令国家平安也。〕

〔統日本紀 卷第十〕

天平五年(七三三)二月三十日

『出雲国風土記』成立。このとき出雲国に教吴寺と十か所の新造院あり住僧。

〔教吴寺。有山国郷中。郡家正東廿五里一百廿步。建立五層之塔也。〕

教吴僧之所造也。散位大初位下上。首押猪之祖父也。

〔新造院一所。山代郷中。郡家西北四里二百步。建立嚴堂也。無僧。日置君

目烈之所造。出雲神戸日置君。鹿麻呂之父。

〔新造院一所。有山代郷中。郡家西北二里。建立嚴堂。住僧一軀。飯石郡少領出雲臣弟山之所造也。

〔出雲国風土記 大原郡〕

〔新造院一所。有山国郷中。郡家東南廿一里一百廿步。建立三層之塔也。

山国郷人、日置部根緒之所造也。〕

〔出雲国風土記 意宇郡〕

〔新造院一所。在沼田郷中。建立嚴堂也。郡家正西六里一百六十步。大領出雲臣大田之所造也。〕

〔出雲国風土記 楯縫郡〕

〔新造院一所。有河内郷中。建立嚴堂也。郡家正南三里一百步。旧大領日置部臣布祢之所造。今大領佐宜。唐之祖父。

〔出雲国風土記 出雲郡〕

〔新造院一所。朝山郷中。郡家正東二里六十步。建立嚴堂也。神門臣等之所造也。〕

〔新造院一所。有古志郷中。郡家東南一里。刑部臣等之所造也。不立。嚴堂。

〔出雲国風土記 神門郡〕

〔新造院一所。在斐伊郷中。郡家正南一里。建立嚴堂也。有僧五軀。大領勝部君虫麿之所造也。

〔新造院一所。在屋裏郷中。郡家正北二十一里一百廿步。建立層塔也。有僧一軀。前少領田部臣押鳥之所造。今少領伊去美之。從父兄也。

〔新造院一所。在斐伊郷中。郡家東北一里。建立嚴堂。有尼二軀。斐伊郷人、樋

印支知麿之所造也。〕

〔出雲国風土記 大原郡〕

天平九年(七三七)三月三日

国ごとに釈迦三尊像の造立と大般若経の書写を命じる。

〔三月丁丑、詔曰、毎国、令造釈迦仏像一体、挟侍菩薩二軀。兼写大般若経一部。〕

〔統日本紀 卷第十二〕

天平九年(七三七)十二月八日

出雲守石川年足、薬師如来・観音菩薩・日光菩薩・月光菩薩像を造り、灌頂随願往生経を書写する。

〔維天平九年歳次丁丑十二月庚子朔八日丁未、出雲国守從五位下勲十二等石川朝臣年足、稽首和南一切諸仏・諸大菩薩并賢聖等。盖聞。無色無声方広之功自遠。常有常浄円朗之照不窮。崇慧業以致真如、積芳因而成聖果。引四海於法鏡、則慾海澄氛、導六識於禪門、則邪雲卷翳、巍

巍妙力至矣。難思年足、罪孽所鍾、頻遭凶逝。傷神之恨、未弭於前、喪明之哀、相繼於後。恚恚心緒。不能自割。唯憑法祐、少慰悲嘆。爰為二郎、敬造自願薬師如来・侍観世音菩薩、追福日光遍照、月光遍照菩薩等像一鋪。并写随願往生経一卷。衆彩起絢、月相含暉、竜宮秘文、貫珠流影。以茲功德、資益亡靈。伏願、金花承歩、高昇五浄之天、玉葉籀儀、遠契三明之果、傍該動植、普泊塵勞、並出盖纏、俱登彼岸。〕

〔灌頂随願往生経(奈良国立博物館蔵)奥書〕

天平十年(七三八)六月二十九日

出雲守石川年足、弥勒菩薩像を造り、弥勒上生経を書写する。

〔維天平十年歳次戊寅六月戊戌朔廿九日丙寅、出雲国守從五位下勲十

〔石川年足私願書写大般若経(個人蔵)願文〕

天平十二年(七四〇)六月十九日

諸国に法華經の書写と七重塔の建立を命じる。

「甲戌、令天下諸国、毎国写法華經十部、并建七重塔焉。」

〔続日本紀 卷第十三〕

天平十二年(七四〇)九月十五日

諸国に觀音菩薩像の造立と觀音經の書写を命じる。

「己亥、勅四畿内七道諸国曰、此来、縁筑紫境有不軌之臣、命軍討伐。願依聖祐、欲安百姓。故今国別造觀世音菩薩像一軀、高七尺、并写觀世音經一十卷。」

〔続日本紀 卷第十三〕

天平十三年(七四二)一月十五日

藤原不比等の遺族が返上した食封五千戸のうち、三千戸を諸国の国分寺に施入して丈六仏造立の費用にあてる。

「丁酉、故太政大臣藤原朝臣家返上食封五千戸。二千戸、依旧返賜其家。三千戸、施入諸国国分寺。以充造丈六仏像之料。」

〔続日本紀 卷第十四〕

天平十三年(七四二)三月二十四日

諸国に国分寺・国分尼寺の造営を命じる。

「乙巳、詔曰、朕以薄徳、忝承重任。未弘政化、寤寐多慚。古之明主、皆能光業。国泰人樂、災除福至。修何政化、能臻此道。頃者、年穀不豊、疫癘頻至。慙懼交集、唯勞罪己。是以、広為蒼生、遍求景福。故前年、馳驛增

能感聖。或生誹謗、反墮罪辜。是故、預智識者、懇發至誠、各紹介福、宜日每三拜盧舍那仏。自当存念各造盧舍那仏也。如更有人、情願持一枝草一把土助造像者、恣聽之。国郡等司、莫因此事、侵擾百姓強令収斂。布告遐邇、知朕意焉。」

〔続日本紀 卷第十五〕

天平十六年(七四四)十一月四日

天下諸国に薬師悔過を修するよう命じる。

「壬辰、令天下諸国薬師悔過七日。」

〔続日本紀 卷第十五〕

天平十七年(七四五)九月二十日

諸国に大般若經の書写、薬師仏像の造立、經の書写を命じる。

「令京師及諸国写大般若經合一百部、又造薬師仏像七軀、高六尺三寸、并写經七卷。」

〔続日本紀 卷第十六〕

天平十九年(七四七)十一月七日

諸国の国分寺・国分尼寺の造営を進めるため石川年足らを各道に発遣する。

「己卯、詔曰、朕、以去天平十三年二月十四日、至心發願、欲使国家永固、聖法恒修、遍詔天下諸国、々別令造金光明寺・法華寺。其金光明寺各造七重塔一区、并写金字金光明經一部、安置塔裏。而諸国司等怠緩不行。或处寺不便、或猶未開基。以為、天地災異、一二顯来、蓋由茲乎。朕之股

節天下神宮。去歲、普令天下造釈迦牟尼尊像、高一丈六尺者、各一鋪、

并写大般若經各一部。自今春已来、至于秋稼、風雨順序、五穀豊穰。此

乃、徵誠啓願、靈貺如答。載惶載懼、無以自寧。案經云、若有国土講宣誦、

誦、恭敬供養、流通此經王者、我等四王、常来擁護。一切災障、皆使消殄。

憂愁疾疫、亦令除差。所願遂心、恒生歡喜者、宜令天下諸国各令敬造七

重塔一区、并写金光明最勝王經、妙法蓮華經一部。朕、又別擬、写金字金

光明最勝王經、每塔各令置一部。所冀、聖法之盛、与天地而永流、擁護之

恩、被幽明而恒滿。其造塔之寺、兼为国華。必択好処、実可長久。近人則

不欲薰臭所及。遠人則不欲勞衆帰集。国司等、各宜務存嚴飾、兼尽潔清。

近感諸天、庶幾臨護。布告遐邇、令知朕意。又毎国僧寺、施封五十戸、水

田一十町。尼寺水田十町。僧寺必令有廿僧。其寺名、為金光明四天王護

国之寺。尼寺一十尼。其名為法華滅罪之寺。兩寺相去、宜受教戒。若有

闕者、即須補滿。其僧尼、毎月八日、必応転読最勝王經。毎至月半、誦戒

羯磨、毎月六齋日、公私不得漁獵殺生。国司等宜恒加檢校。」

〔続日本紀 卷第十四〕

天平十五年(七四三)十月十五日

盧舍那仏金銅像の造立を發願する。

「冬十月辛巳、詔曰、朕以薄徳、恭承大位、志存兼濟、勤撫人物。雖率土之

浜、已霑仁恕、而普天之下、未洽報恩。誠欲頼三宝之威靈、乾坤相泰、修

万代之福業、動植咸榮。粵以天平十五年歲次癸未十月十五日、發菩薩

大願、奉造盧舍那仏金銅像一軀。尽国銅而鎔象、削大山以構堂、広及法

界、為朕智識。遂使同蒙利益共致菩提。夫有天下之富者朕也。有天下之

勢者朕也。以此富勢造此尊像。事也易成、心也難至。但恐徒有勞人、無

眩、豈合如此。是以、差從四位下石川朝臣年足、從五位下阿倍朝臣小嶋、布勢朝臣宅主等、分道發遣、檢定寺地、并察作状。国司宜与使及国師簡定勝地、勤加營繕。又任郡司勇幹堪濟諸事、專令主当。限來三年以前、造塔・金堂・僧坊、悉皆令了。若能契勅、如理修造之、子孫無絶、任郡領司。其僧寺・尼寺水田者、除前入数已外。更加田地、僧寺九十町、尼寺四十町。便仰所司墾開応施。普告国郡、知朕意焉。」

〔続日本紀 卷第十七〕

天平十九年(七四七)十二月十四日

諸国に塔の建立を願う者があればこれを認めるよう命じる。

「勅、天下諸国。或有百姓情願造塔者、悉聽之。其造地者、必立伽藍院内。

不得濫作山野路辺。若備儲畢、先申其状。」

〔続日本紀 卷第十七〕

天平十九年(七四七)〜天平勝宝三年(七五二)頃

出雲国大原郡司勝部□智麻呂が大仏造立に関与する。

□□勝出雲国大□□□□□□□□

□大原郡佐世郷郡司勝部□智麻呂□□□□□□□□□□

〔木簡(奈良・東大寺大仏殿廻廊西地区出土)〕

天平勝宝元年(七四九)一月一日

天下諸寺に悔過をさせ、金光明經の転読をさせる。

「始從元日、七七之内、令天下諸寺悔過、転読金光明經。又禁断天下殺生。」

〔続日本紀 卷第十七〕

天平勝宝八年(七五八)六月三日

〔統日本紀 卷第二十一〕

七道諸国に使者を遣わして国分寺丈六仏像の造立を催検させる。

〔六月乙酉、勅、遣使於七道諸国、催検所造国分丈六仏像。〕

〔統日本紀 卷第十九〕

天平勝宝八年(七五八)六月十日

〔統日本紀 卷第二十二〕

諸国に使工を遣わして仏像の造立を檢催させる。

〔壬辰、詔曰、頃者、分遣使工、檢催諸国仏像、宜来年忌日必令造了。其仏殿兼使造備。如有仏像并殿已造畢者、亦造塔令会忌日。夫仏法者、以慈為先。不須因此辛苦百姓。国司并使工等、若有称朕意者、特加褒賞。〕

〔統日本紀 卷第十九〕

天平勝宝八年(七五八)十二月二十日

〔統日本紀 卷第二十三〕

聖武天皇の一周忌の御齋会の裝飾として、出雲・石見など二十六国に灌頂幡・道場幡・緋綱を頒下する。

〔己亥、越後・丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見・美作・備前・備中・備後・安芸・周防・長門・紀伊・阿波・讃岐・伊予・土佐・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向等二十六国、々別頒下灌頂幡一具、道場幡冊九首、緋綱二条、以充周忌御齋莊飾。用了、收置金光明寺、永為寺物、隨事出用之。〕

〔統日本紀 卷第十九〕

天平宝字二年(七五八)九月二十八日

神護景雲元年(七六七)一月八日

出雲・石見など六国に飛駅鈴を頒布する。

諸国の国分寺において吉祥天悔過を修するよう命じる。

〔丁酉、始頒越前・越中・佐渡・出雲・石見・伊予等六国飛駅鈴。国一口。〕

〔神護景雲元年春正月己未、勅、畿内七道諸国、一七日間、各於国分金光

明寺、行吉祥天悔過之法。因此功德、天下太平、風雨順時、五穀成熟、兆民快樂、十方有情、同霑此福。〕

〔統日本紀 卷第二十八〕

神護景雲二年(七六八)二月二十四日

宝龜十一年(七八〇)三月三日

吉祥天像を画き、出雲国分寺に安置するよう命じる。

金銅鑄像・白銅香炉・種々の器物が出雲国の海浜に漂着する。

〔出雲国言、神護景雲二年正月廿四日奉官符、画吉祥天像一鋪、安置国分寺、毎年正月、薰修其法。年序稍久、丹青銷落。貞觀十三年講師伝灯満位僧薬海改造木像、高五尺。是日宛其料三宝布施穀三百斛。〕

〔日本三代実録 卷三十二〕

宝龜二年(七七二)二月十三日

延暦二十四年(八〇五)二月十九日

諸国における吉祥天悔過をやめる。

〔己未、令諸国々分寺、行薬師悔過、以聖躬未平也。〕

〔辛未、停天下諸国吉祥悔過。〕

〔統日本紀 卷第三十二〕

宝龜三年(七七二)十一月十日

大同四年(八〇九)一月十八日

諸国の国分寺で毎年正月、吉祥天悔過を行うよう命じる。

諸国に大般若経を書写し、国分寺に安置するよう命じる。

〔丙戌、詔曰、頃者、風雨不調、頻年飢荒。欲救此禍、唯憑冥助。宜於天下諸国々分寺、毎年正月一七日之間、行吉祥悔過、以為恒例。〕

〔統日本紀 卷第三十二〕

宝龜十年(七七九)三月

天長五年(八二八)二月二十五日

出雲国の海浜に漂着した銅像・香炉・諸器を献上する。

〔太政官符 応修文殊会事

右得僧綱牒儀、贈僧正伝燈大法師位勤操、元興寺伝燈大法師位泰善等、畿内郡邑広設件会、弁備飯食等、施給貧者。此則所依文殊般若涅槃経云、若有衆生聞文殊師利名、除却十二億劫生死之罪。若礼拜供養者、生々之处、恒生諸仏家、為文殊師利威神所護。若欲供養脩福業者、即化身作貧窮孤独苦惱衆生至行者前者也。而今勤操遷化、泰善独存、相尋欲行、增感不已、望請、下符京畿七道諸国、同修件会、須国司講読師仰所部郡司及定額寺三綱等、郡別於一村邑、屈精進練行法師、以為教生、毎年七月八日令修其事、兼修理堂塔経教破損等、当彼会日、同供養之、当会前後并三箇日、禁断殺生、会集男女等、先授三帰五戒、次令称讚薬師文殊宝号、各一百遍、庶使普天之下、同修福業、率土之内、俱期快樂者。中納言兼左近衛大将従三位行民部卿清原真人夏野宣、奉勅。依請者、其会料者、割救急料利稻、量宜充行、若国郡司百姓等、割随分物加施、不在制限。

天長五年二月廿五日

〔類聚三代格 卷第二〕

天長七年(八三〇)四月二日

出雲国造出雲臣豊持が五種神宝などを献上する。

「七年四月乙巳、皇帝御大極殿、覽出雲国々造出雲臣豊持所献五種神宝、兼所出雜物。還官授豊持従六位下。」

〔類聚国史 卷第十九〕

天長十年(八三三)六月八日

諸国に昼は金剛般若経の転読、夜は薬師悔過を修するよう命じる。

普告五畿内七道諸国、請浄行僧七口於国分寺、一七日夜薫修十一面之法。」

〔統日本後紀 卷第六〕

承和四年(八三七)六月二十一日

諸国の国分寺で昼は金剛般若経の転読、夜は薬師悔過を修するよう命じる。

「壬子、勅、如聞、疫癘間発、疾苦者衆、夫銷殃未然、不如般若之力。宜令五畿内七道諸国内行者、廿口已下十口已上、於国分僧寺、始自七月八日、三箇日、昼読金剛般若、夜修薬師悔過、迄于事竟、禁断殺生。」

〔統日本後紀 卷第六〕

承和五年(八三八)九月十九日

天下の定額寺の堂舎・仏像・経論および神祇諸社の修理を命じる。

「甲戌、勅、令修理天下定額寺堂舎并仏像経論及神祇諸社。」

〔統日本後紀 卷第七〕

承和六年(八三九)八月一日

諸国に文殊会を修するよう重ねて命じる。

「是日、勅曰、文殊会事、起自天長之年。而今聞、諸国或乖官符旨、不有遵行。宜重下知令以修之。」

〔統日本後紀 卷第八〕

「勅曰、如聞、諸国疫癘、夭亡者衆、自非修善、何以攘災。宜令諸国、各請練行僧、大国廿人、上国十七人、中国十四人、下国十人、三ヶ日内、昼転金剛般若経、夜修薬師悔過。其布施者、三宝穀十斛、僧三斛、以正税充行、俾致精進。」

〔統日本後紀 卷第二〕

承和元年(八三四)四月六日

諸国に国分寺において昼は金剛般若経の転読、夜は薬師悔過を修するよう命じる。

「丙戌、勅、防災未萌、兼致豊稔、修善之力、職此之由。宜令畿内七道諸国、扞国内行者、於国分僧寺、三ヶ日内。昼則転金剛般若経、夜則修薬師悔過、迄于事畢、禁断殺生。又如有疫癘处、各於国界攘祭。務存精誠、必期靈感。」

〔統日本後紀 卷第三〕

承和二年(八三五)四月五日

諸国に文殊会を修するよう命じる。

「己卯、勅、令天下諸国修文殊会。其会料者、毎年割取救急稻利三分之一充用。」

〔統日本後紀 卷第四〕

承和四年(八三七)二月二日

諸国に国分寺において十一面観音法を薫修するよう命じる。

「乙未、勅曰、令人主安穩、黎庶和楽、不如十一面大悲者秘密神咒之力。宜

承和六年(八三九)九月二十一日

諸国の国分寺での吉祥天悔過をやめ、以後は国庁で修するよう命じる。

「己亥、勅、如聞、所以神護景雲二年以還、令諸国国分寺、每年起正月八日至于十四日、奉読最勝王経、并修吉祥悔過者、為消除不祥、保安国家也。而今講読師等、不必其人、僧尼懈怠、周旋非法、国司檢校、亦不存心。徒有修福之名、都無殊勝之利。此則緇素異处、不相監察之所致也。宜停行国分寺、而於庁事修之、自今以後、立為恒例。」

〔統日本後紀 卷第八〕

承和六年(八三九)

銅鐘(福岡・西光寺蔵)

「承和六年鴨部立造
便伯耆国金石寺鐘
守護三宝及以□□
十八善神深砂大将
若貪欲者有犯用心
必滅其身并子孫類
廻向聖朝国吏庁衆
伽藍恒久仏法興隆
一家繁昌万代全保
法界□□□□利益」

〔陽鑄銘〕

※島根・出雲大社旧蔵

承和八年(八四二)五月二十日

〔統日本後紀 卷第十九〕

諸国の定額寺の堂舎ならびに仏像・経論の修理・莊嚴を命じる。

「勅、修福滅罪、仏道是先、伝法興教、人倫為本。如聞、諸国定額寺、堂舎破壊、仏経曝露、三綱檀越、無心修理。頃年水旱不調、疫癘間発、静言其由、恐縁彼咎。宜重下知五畿内七道諸国、修理莊嚴定額寺堂舎并仏像経論。今須每寺立可修理之程、付朝集堂使言上、習常不革、並処重科。」

〔統日本後紀 卷第十〕

承和九年(八四二)三月十五日

諸国に国分寺において昼は金剛般若経の転読、夜は薬師悔過を修するよう命じる。

「庚戌、又勅、若非攘未然、恐班時失時。宜仰五畿内七道諸国、簡修行不退者二十人、於国分寺、三ヶ日間、昼読金剛般若経、夜修薬師悔過。修善之比、禁止殺生、佛僧布施以正税充之。若有天行之処、国司到境下、令防祭疫神、精進齋戒、共禱豊稔。」

〔統日本後紀 卷第十一〕

嘉承二年(八四九)二月二十五日

諸国に国分二寺・定額寺において昼は経王の転読、夜は観音菩薩を礼拝するよう命じる。

「陰陽寮言、今年疫癘可滋、又四五月応有洪水者。勅、頃来染疫之人、往々夭亡、夫護防之恃、実頼冥威、存濟之方、亦期梵力。宜令五畿内七道諸国、奉幣名神、兼復於国分二寺及定額寺、一七ヶ日、昼転経王、夜礼観音。如法修行、必呈靈感。」

貞観九年(八六七)五月二十六日

四天王像を造り、伯耆・出雲・石見・隱岐・長門国等に下す。

「廿六日甲子、造八幅四天王像五鋪、各一鋪下伯耆・出雲・石見・隱岐・長門等国。下知国司曰、彼国地在西極、堺近新羅。警備之謀、当異他国。宜帰命尊像、勤誠修法、調伏賊心、消却災変。仍須点圪地勢高敞、驗瞰賊境之道場。若素無道場、新圪善地、建立仁祠、安置尊像。請国分寺及部内練行精進僧四口、各当像前、依最勝王経四天王護国品、昼転経卷、夜誦神呪、春秋二時別一七日、清浄堅固、依法薰修。」

〔日本三代実録 卷第十四〕

貞観十三年(八七二)九月八日

山陰道などに一万三千画仏像を設置する。

〔太政官符

応安置一万三千画仏像七十二鋪事

各広六幅 高一丈六尺

太政官一鋪 図書寮一鋪 五畿内五鋪

東海道十五鋪 東山道八鋪 北陸道七鋪

山陰道八鋪 山陽道八鋪 南海道六鋪

西海道十一鋪 大宰観音寺一鋪 八幡神宮寺一鋪

右得元興寺伝灯大法師位賢護牒稱、先師故律師伝灯大法師位静安、承和年中奉勸国家礼拝仏名、始行内裏漸遍天下、遂詔諸国並令修之。又本作是念、仏経共享鎮護国家。即写經典分置諸国、未画仏像。忽随冥期。

方今遺教在耳。追思増悲。苟為弟子当述師志。因茲発心致誠、奉造如件。望請、分置内裏并諸国、永付公帳、每至御願懺悔之会、即便修此像前。但内裏料納図書寮。然則国家安楽、祉祚延長。謹請 官裁者、從三位守大納言兼左近衛大将行陸奥出羽按察使藤原朝臣基経宣、依請。

貞観十三年九月八日

〔類聚三代格 卷第二〕

※『帝王編年記』『西宮記』『政事要略』に同様の史料あり。

貞観十三年(八七二)

僧薬海、出雲国分寺の吉祥天画像を木像に造りあらためる。

「出雲国言、神護景雲二年正月廿四日奉官符、画吉祥天像一鋪、安置国分寺、毎年正月、薰修其法。年序稍久、丹青銷落。貞観十三年講師伝灯満位僧薬海改造木像、高五尺。是日宛其料三宝布施穀三百斛。」

〔日本三代実録 卷第三十二〕

貞観十六年(八七四)閏四月二十五日

諸国に金字仁王経を頒下する。

〔太政官符

応頒下金字仁王会経七十一部百冊二卷事

五畿七道諸国、毎国各一部

下野薬師寺一部
大宰観音寺一部

豊前弥勒寺一部

右被右大臣宣稱、奉勅、諸仏法門、俱期攘災増福、其中仁王般若最勝号

鎮国保民、是発自睿裏、從茲嚴写都合七十一部、毎国各頒一部、事須安居会次、相共講転、以為歳事、願上自一人、下至百姓、同承景福、永無虧蹇。宜仰下諸国、依件修之。

貞観十六年閏四月廿五日

〔類聚三代格 卷第二〕

貞観十八年(八七六)六月二十一日

山陰道などに一万三千仏像を分置する。

「廿一日丙寅、一万三千仏像廿九鋪、各広五幅、高一丈六尺、分置東海・山陰・南海三道諸国。国別一鋪。先是、元興寺僧賢護申牒稱、先師故律師

伝灯大法師位静安、承和年中奉勸国家礼拝仏名。始行内裏。漸遍人間。遂 詔諸国並令勤修。安本作是念。書写仏経、鎮護国家。仍写經典、安置諸国、未画仏像。奄然殞背、遺教在耳。追思増悲。苟為弟子、当述師志。由是発心致誠、奉造尊像。望請分置内裏及諸国、每至御願懺悔之会、展張真容、於前修之。許其所請焉。」

〔日本三代実録 卷第二十九〕

元慶元年(八七七)八月二十二日

出雲国分寺の木造吉祥天像の料として三宝布施穀三百斛をあてる。

「出雲国言、神護景雲二年正月廿四日奉官符、画吉祥天像一鋪、安置国分寺、毎年正月、薰修其法。年序稍久、丹青銷落。貞観十三年講師伝灯満位僧薬海改造木像、高五尺。是日宛其料三宝布施穀三百斛。」

〔日本三代実録 卷第三十二〕

元慶二年(八七八)六月二十三日

出雲・隱岐などに四天王像前にて調伏の法を修するよう命じる。

「勅令因幡・伯耆・出雲・隱岐・長門等国、調習人兵、修繕器械、戒慎斥候、固護要害。災消異伏、理帰仏神。亦須境内群神班幣、於四天王像僧前修調伏法。以著龜告可有辺警也。」

〔日本三代実録 卷第三十三〕

延長五年(九二七)十二月二十六日

『延喜式』成立。出雲国造の神賀詞奏上にまつわる神宝等の記述あり。

「賜出雲国造負幸物

金装横刀一口・絲甘絢・絹十疋・調布甘端・鍬廿口。

右任国造訖、弁一人・史一人、就神祇官庁。弁座設伯座上、即弁入自西就座。史座設前敷。其史入自東就座。

次伯已下祐已上、以次就座。史一人・大藏録一人、入自南門就座。録座設前敷。

史唱官掌仰云、喚出雲国司并国造。官掌率国司国造就版位。国造就版位、国司次立、官掌立西。若国司五位者就座。

弁宣云、出雲之国造、今定給留幣、姓名、賜負幸之物、久宣。国造称唯、

再拜兩段。拍手兩段、訖進大刀案下跪之。神部取大刀授之。拍手賜之。

一人進、先取絲給国造。拍手一度。賜而授於後取。後取退立本列。絹布

鍬亦如之。国造退就版位。更取大刀出。後取前立、国造後立。其国造者、喚名及給祿之時、每度称唯。次録、次

本官、次史、次弁退出。」

〔延喜式 卷三〕

〔国造奏神寿詞

利 志都宮 爾 忌静 米 仕奉 氏、朝日 能 豊榮登 爾、伊波比 乃 返事 能 神賀

吉詞奏賜 波久登 奏。

高天 能 神王高御魂神魂命 能、皇御孫命 爾 天下大八島国 乎 事避奉 之時、

出雲臣等 我 遠神天穗比命 乎 国体見 爾、遣時 爾、天 能 八重雲 乎 押別 氏、

天翔国翔 氏、天下 乎 見廻 氏、返事申給 久、豊葦原 乃 水穗国 波、昼 波 如

五月蠅水沸 文、夜 波 如火瓮光神在 利。石根・木立・青水沫 毛 事問 天、荒

国在 利。然 毛 鎮平 天、皇御孫命 爾 安国 止 乎 久 所知坐 之米牟止 申 氏、己

命児天夷鳥命 爾 布都怒志命 乎 副 天降遣 天、荒 布留 神等 乎 撥平 氣、

国作 之 大神 乎 媚鎮 天、大八島国現事顯事令事避 支。乃大穴持命 乃 申

給 久、皇御孫命 乃 静坐 牟 大倭国申 天、己命和魂 乎 八咫鏡 爾 取託 天、倭

大物主櫛毬玉命 登 名 乎 称 天、大御和 乃 神奈備 爾 坐、己命 乃 御子阿遲

須伎高孫根 乃 命 乃 御魂 乎、葛木 乃 鴨 能 神奈備 爾 坐、事代主命 能 御魂

乎 字奈提 爾 坐、賀夜奈流美命 能 御魂 乎 飛鳥 乃 神奈備 爾 坐 天、皇孫命

能 近守神 登 貢置 天、八百丹杵築宮 爾 静坐 支。是 爾 親神魯伎神魯美 乃 命

宣 久、汝天穗比命 波、天皇命 能 手長大御世 乎 堅石 爾 常石 爾 伊波比奉、

伊賀志 乃 御世 爾 佐伎波閉奉 登、仰賜 次 乃 隨 爾、供齋 若後齋時者 仕奉 氏、

朝日 乃 豊榮登 爾、神 乃 礼自利臣 能 礼自 登、御禱 乃 神宝獻 良久 登 奏。

白玉 能 大御白髮坐、赤玉 能 御阿加良毘坐、青玉 能 水江玉 乃 行相 爾、明

御神 登 大八島国所知食天皇命 能 手長大御世 乎、御横刀広 爾 誅堅 米、

白御馬 能 前足爪後足爪踏立事 波、大宮 能 内外御門柱 乎、上津石根 爾 踏

堅 米、下津石根 爾 踏凝立、振立 流 耳 能 弥高 爾、天下 乎 所知食 左 牟 事志

太米、白鶴 乃 生御調 能 玩物 登、倭文 能 大御心 毛 多親 爾、彼方古川席此

方 能 古川席 爾 生立若水沼間 能 弥若叡 爾 御若叡坐、須々伎振遠 止 美 乃

水 乃 弥 乎 知 爾 御表知坐、麻蘇比 乃 大御鏡 乃 面 乎 意志波留志 天 見行事

玉六十八枚。赤水精八枚、白水精十枚、青石玉冊四枚。金銀装横刀一口。長二尺六寸五分。鏡一面。徑七寸七分。

倭文二端。長各一丈四尺。広二尺二寸。並置案。白眼鶴毛馬一疋。白鶴二翼。垂軒。御贄五十兒。昇別盛。十籠。

右国造賜負幸物、還国潔齋一年。齋内不決重刑。若當校班田者亦停。訖即国司率国造諸

祝部并子弟等入朝、即於京外便处、修飾献物、神祇官長、自監視、預

卜吉日。申官奏聞、宣示所司。又後齋一年更入朝、奏神寿詞如初儀。事見儀式。

凡国造奏神寿詞日之平旦、神祇官試国造奏事。給座料調薦五枚。奏神

賀齋一日、在前申官。国造已下、祝・神部・郡司・子弟五色人等給祿。但其

人数、臨時所申、無有定額。祿法、国造絹廿疋・調布六十端・綿五十屯。

祝・神部不論有位無位、各調布一端。郡司各二端。子弟各一端。」

〔延喜式 卷三〕

〔出雲国造 神賀詞 出雲国造者、穗

八十日日 波 在 止 毛、今日 能 生日 能 足日 爾、出雲国国造姓名恐 美 恐 美 毛 申賜

久 挂 麻久毛 恐 岐 明御神 止 大八島国所知食 須 天皇命 乃、手長 能 大御世 止

齋 止 若後齋時者 為 氏、出雲国 乃 青垣山内 爾、下津石根 爾 宮柱太敷立 氏、

高天原 爾 千木高知坐 須 伊射那伎 乃 日真名子、加夫呂伎熊野大神、櫛御

氣野命、国作坐 志 大穴持命、二柱神 乎 始 天、百八十六社坐皇神等 乎、某

甲 我弱肩 爾 太擧取挂 天、伊都幣 能 緒結、天 乃 美賀秘冠 利 天、伊豆 能 真

屋 爾 麴草 乎、伊豆 能 席 登 刈敷 支 天、伊都閉黒益 之、天 能 厩和 爾 齋許母

能 已登久、明御神 能 大八島国 乎、天地日月 等 共 爾 安 久 平 久 知行 牟 事 能

志太米 止、御禱神宝 乎 擊持 氏。神礼自 利 臣礼自 登、弥 恐 弥 毛。天津

次 能 神賀吉詞白賜 久 登 奏。」

〔延喜式 卷八〕

長徳元年(九九五)四月二十七日

国ごとくに六観音像および大般若経を図写・供養するよう命じる。

〔太政官符五畿内七道諸国司

応毎国図写供養陸観音像大般若経一部事

右右大臣宣、奉勅、比年疫病延蔓、病苦弥盛、京内上下之人、多帰漳浦、

外国遠近之民、悉泥瘴煙、適存危命者、頻携藥石而忘農業、纒脱病惱者、

鎮宮歛葬以闕貢賦、或比首而俱臥、誰致救療、或拳家而爰亡、誰敢収蔵、

沉枯旱涉歳、五穀不登、人物共尽、蓋此時乎、災害之甚、往古未聞。夫観

音能救危難、尤可依怙、般若亦施威力、必攘災孽。仍普仰五畿七道諸国、

毎国図写供養、其料用正税、若無正税用不動穀、且申開用、且以充行、

不動正税共以用尽、申請所在官物、將以裁許、近国六七月中図写供養、

遠国八九月間講演説、供養之後、且注在状、早以言上、実語勿疑、信

力無違、□遣民庶、長期艾安者、諸国承知、依宣行之、符到奉行。

権左中弁源朝臣 右大史坂上大宿祢

長徳元年四月廿七日

〔類聚符宣抄 第三〕

〔廿七日癸卯、定、諸国并字佐宮等、各書写大般若経、六観音像、可攘疾

疫之災。〕

寛弘元年（一〇〇四）閏九月十八日

出雲から帰還した為綱が藤原道長に手箱二合を進上する。

〔為綱朝臣従出雲還、手筥二合進。入雑物等。〕

〔御堂関白記〕

寛弘六年（一〇〇九）九月二日

進内侍、出雲下向にあたり中宮彰子から女装束と織物樹を贈られる。

〔二日、入夜進内侍参中宮。夫忠道之共、雲出下向来五日云、為申此由也。〕

女装束加織樹賜之云々。〕

〔御堂関白記〕

寛弘八年（一〇一一）四月八日

銅鐘（島根・天倫寺蔵）

〔高麗国東京内廻真寺仏弟子釈

□奉為

聖寿天長国泰人安普勤有縁

者三千余人入香徒布糧添敬造

金鐘一軀 辛亥四月八日 記〕

〔光叶助保〕

〔金真圃艾達〕

〔玄儒大内〕

〔副棟梁光孝〕

〔左経記〕

長元三年（一〇三〇）五月二十三日

諸国に観音菩薩像と請観音経を図写・供養するよう命じる。

〔太政官符五畿内七道諸国司

応図写供養丈六観世音菩薩像志体請観世音経佰卷事

右去春以来。疾疫滋蔓。病死儔多。仍寄託内外。雖致祈祷。空経旬月。未

期休除。夫観世音菩薩者。衆生依怙。能施無畏。患病厄者。必拔苦源。遭

急難者。乍得解脱。就中十一面観音有頂上仏面除疫病之願。請観世音

経有毘舍離国救苦厄之教。旁仰弘誓。蓋無冥感乎。正二位行大納言兼

民部卿中宮大夫藤原朝臣齋信宣。奉勅。宜下知五畿内七道諸国。図写

件菩薩像并経卷。官符到後。択定吉日。官長専当。於国分寺請当寺淨行

僧十口。開講供養矣。即一七日間。転読件経。但請用之僧。有不如法之

輩。尋訪他寺。備彼員数。祈以件事。必期靈驗。又転読之間。殊致潔斎。

断絶葷腥。禁止屠割。其施供料用正税。若無正税。用所在官物者。諸国

宜承知依宣行之。符到奉行。

造大安寺長官正四位下右大弁兼内蔵頭中宮亮源朝臣

従五位下行左大史惟宗朝臣

長元三年五月廿三日〕

〔類聚符宣抄 第三〕

延久元年（一〇六九）十月十九日

出雲国解により千手観音像の頭中に仏舍利・香薬などを奉納する。

〔十九日壬子。依出雲国解。□□□□本令奉納丈六千手観音御頭中仏

舍利香薬等。件仏并寺。〕

〔扶桑略記 第二十九〕

〔述光園讓〕

〔法賢謁談〕

〔等亦造〕

〔勳為内□□〕

〔志往報〕

〔雀叶李玄〕

〔夢言金仏〕

〔芸身貞均〕

〔陽鑄銘〕

※辛亥は銅鐘の様式から高麗・顕宗二年（一〇一一）に比定される。

寛仁元年（一〇一七）十月二日

大神宝使を畿内七道諸国の諸社等に発遣。山陰道では出雲熊野社・杵築社に紫綾蓋・平文野剣・赤漆御弓・箭・平文鉾・五寸鏡などが奉られる。

〔(前略)〕

山陽道、^{マヤ}出雲熊野、^{マヤ}杵築、

〔(中略)〕

已上冊八所被奉紫綾蓋一蓋、^{四角、在}平文野剣一腰、^{入赤漆}箭四筋、^{金銅鈴}平文梓一本、^{在鉄}五寸鏡一面、^{在平文}平文麻桶一口、^{細櫃}平文線柱

一本。^{在平文}〔(後略)〕

〔(後略)〕

寛治五年（一〇九一）四月十七日

佐陀社竈殿の焼亡により大神宝殿・三若宮神殿・御正体を焼失する。

〔寛治五年四月十七日、出雲国佐陀社竈殿焼亡。大神園殿、三若宮神殿

并御正体焼失。

〔(中略)〕

已上不被造立御体、専為如来之礼。

〔(中略)〕

文永六年十一月十日 正四位上行神祇権大副卜部宿禰兼文勘申〕

〔続左丞抄 第一〕

参考文献

坪井良平『日本古鐘銘集成』一九七二年

奈良国立博物館『国宝重要文化財 仏教美術 中国三（島根山口）』一九七七年

久野健『造像銘記集成』一九八五年

島根県立博物館『島根の文化財 仏像彫刻篇』一九九〇年

島根県立博物館『島根の文化財 仏画・仏教工芸篇』一九九五年

大社町『大社町史 史料編（古代・中世）上巻』一九九七年

松江市『松江市史 史料編3 古代・中世I』二〇一三年

（島根県立美術館 学芸課長）

金工家 金田勝造の民藝運動以降の制作について

山本麻代

はじめに

金田勝造(明治二十六―昭和三十九)は鳥根県安来市の金工家である。明治末から昭和初期までは彫金技法を用いたキセルなどの装身具を制作していたが^(註1)、その後鳥根で民藝運動が興ると火箸や灰ならしなと生活に用いる金工品を制作し、戦後は鉄製の行灯や燭台を多く制作した。

当館で開催した「金工 金田勝造」展(令和二年一月十六日―三月十六日)では息子の正芳と忠雄の作品とともに生涯の仕事を辿り紹介した。

現在、遺族の元には河井寛次郎がデザインし、勝造が制作したキセルに関する資料(勝造の下図十点、勝造のメモ三点、河井の指示書五点、計十八点)、民藝関係者からの勝造宛ての書簡(葉書二十五通、便箋十五通、計四十通)が残されており、日本民藝館には柳宗悦宛ての勝造の書簡(葉書五通、便箋七通、計十二通)が保管されている。

本稿ではこれらの資料の中から一部を取り上げ、河井寛次郎、柳宗悦、黒田辰秋、バーナード・リーチの四人と勝造の交流から民藝運動以降の勝造の制作を考察したい。

民藝運動以前、彫金工時代の勝造の制作について

遺族によると金田家は屋号を「白金屋」とし、代々銀細工を生業として

も昭和六年の消印で、それより後に金田耕雲を宛名にしているものは無い。国展出品の際の作者名も初入選の昭和六年から金田勝造である。これは想像の域を出ないが、勝造は河井からの提言で耕雲の号の使用をやめたのではないだろうか。

続いて同年三月三十日消印の河井が勝造へ宛てた葉書^(資料2)には、安来滞在のお礼とともに河井が京都へ持ち帰ったであろう勝造の金工品「丸火箸角箱切子灰押へ」を柳宗悦と相談の上、出品したとある。文面は指輪の出品は割愛したとことと、指輪を二つ発送したのでお願い、金庫も至急お願いと続く。勝造は第六回国展に「真鍮角箱 灰押、火箸 一對」が入選していることから河井の出品は国展を指すだろう。ここで河井が勝造へ発送した指輪は指輪に仕立てるための陶を指し、座金の作成を依頼していると思われる。この時点での制作は河井や柳のデザイン及び指導で生まれたものではなく、勝造が制作した金工品の中から河井や柳の目になつたものが選ばれ国展へ出品されたと考えられる。制作を依頼された指輪も「此間ノ様式ニ」とあることから勝造が制作した様式に倣っている可能性が高い。金庫について詳しいことはわからないが、昭和六年九月十三日消印の柳宛の勝造の葉書^(資料3)で「金庫も漸く三個出来上がりました。いつれ二個ハ河井先生宛送られる事と思ひます」とあり、依頼から半年後に河井と柳へ送られたようである。

昭和六年以降、勝造は国展に連続して六回入選している。昭和十年四月十二日消印の河井が勝造へ宛てた葉書^(資料4)に「図面ヨリズット生カサレ」とあることから河井は自らがデザインしたのであろう灰ならしを「之迄小生ノ見た全国ノ新古中一番好キナモノ」と称賛し火箸とともに「全部国展へ出品致シ度シ」と書いている。ここから、昭和六年以降も勝

いた。勝造は十六歳で松江市の金工家・塩津親次に師事している^(註2)。塩津親次は加納夏雄、海野勝珉に師事し、片切彫、肉彫を得意としていたことから^(註3)、勝造も師より同様の彫金技術を習得し、独立後は号を耕雲とし安来でキセルなどの装身具を制作した。明治四十五年に生まれた勝造の息子、正芳も昭和元年頃に塩津親次の息子、塩津正寿に弟子入りする^(註4)。塩津正寿は海野清に師事している^(註5)。正芳も片切彫と肉彫を習得し、独立後は勝造と共に安来市で、香炉や香合などを制作した。

河井寛次郎からの書簡 民藝運動への関わりと国展出品

前述の資料の中で最も早い消印を持つ書簡は昭和六年三月十一日消印の河井が勝造に宛てた葉書^(資料1)である。鳥根に民藝運動が興る契機となつた柳宗悦の「鳥根工藝診察」^(註6)より一足早い。この年勝造は三十八歳。河井は明治二十三年生まれ、勝造より三歳年長で生家も近く既知の仲であった。葉書には三月二十日頃の安来帰省の折に勝造に会い、勝造の金工品を見たい旨が記されている。彫金工として二十年余り制作していた勝造は、この頃から民藝運動に関わりを持つようになったと考えられる。勝造宛の書簡四十通のうち河井が勝造へ宛てた書簡は十五通、その中で宛名を金田耕雲としているのはこの葉書のみである。他に二通、それぞれ別の人から金田耕雲の宛名で届いた書簡があるが、いずれ

造の金工品は河井を通して国展へ出品された可能性がある。昭和十二年の第十二回以降勝造の入選が無いのは、同年に河井や柳らが国画会より退会したことに関係があると思われる。

次に勝造の国展入選歴を示しておく^(註7)。

昭和六年	第六回	真鍮角箱、灰押、火箸 一對
昭和七年	第七回	本立、文鎮、水入、角砂糖バサミ、帶止金具
昭和八年	第八回	真鍮筆立、真鍮銀象嵌巻煙草箱、鐵銀象嵌カフス
昭和九年	第九回	鉛(鉛か)、鐵灰押
昭和十年	第十回	鐵火箸二種、真鍮杓子、銅手付網、鐵麻ノ葉透シ網
昭和十一年	第十一回	鐵火箸、鐵火押、鐵銀象嵌帶止、鐵銀象嵌カフス釦
		銀象嵌入鉄指輪 A、B、鐵金具付箱、真鍮水入

柳宗悦との往復書簡 制作指導

遺族の元に残る柳が勝造へ送つた書簡と日本民藝館に残る勝造が柳へ送つた書簡から、書簡の往復が確認できる。勝造宛て書簡の四十通中、柳からの書簡は十通。柳からの一番早い書簡は昭和六年五月十八日消印の葉書^(資料3)で、「先日はお逢ひ致し大変嬉しく存じました：土瓶の手何分よろしく希ひます」とある。先日お逢ひとは柳の「鳥根工藝診察」での五月八日の安来訪問だろう。ここでおそらく勝造は柳に自作を見せている^(註8)。その際に土瓶の手の制作を柳が依頼したと考えられる。その後、六月四日消印の柳からの葉書^(資料4)で柳は土瓶の手の催促とともに図入りでサイズを指定し、大中小各一個届けてほしいと伝える。具体的な指示を出し、まずは試作の出来を見ようとしたようだ。六日後の六月十日

消印の勝造からの便箋^{〔資料5〕}で、見本として三つ土瓶の手を送るので形
のよしあし、金の厚み、仕上げの具合等詳細にご指示を、仕上げは今少
上品にも出来、如何様にもするとある。文面からは柳のどんな注文に
えようとする勝造の姿勢と、応えられるだけ腕に自信がある様子が窺
える。柳は早々に六月十二日消印の葉書^{〔資料6〕}で、「も少し丁寧にきれいに
仕上げる方 尚よい」としながらも、「あれで結構」とし価格を尋ねて
いる。その後、七月五日消印の勝造からの便箋^{〔資料7〕}より、柳へ十個ずつ二
種の土瓶の手を送ったことがわかる。「値段は今後大量の注文宛にして
一ヶ参拾五銭では如何でせうか 勉強したつもりです」とあり、彫金工
時代は数が少なくとも手をかけた高級なものを作ることを是としたで
あろう勝造が、数を多く値段は安く物を作ろうとしていることを示す。
土瓶の手に使用した金属は不明。同書簡に「鞆の金具も忘れず遠からず
造ります」とあり、これも五月の柳との面会時に注文されていたと考え
られるが詳しいことはわからない。七月十八日消印の柳からの葉書^{〔資料8〕}
より、柳が土瓶の手を受け取り河井へ代金を預けたことがわかる。

半年後の昭和七年一月十八日消印の柳からの便箋^{〔資料9〕}では、柳は勝
造が作った砂糖夾に図入りで詳細な指示を出している。加えて真鍮製と
銀製の価格を尋ねている。柳は昭和七年一月七、八日に松江を訪れて
いるが^{〔註1〕}、書簡からその際には会えなかったことがわかる。この時の来
訪で柳は港屋で売り出す山陰産の品を選定している^{〔註10〕}。港屋での販売
を見込んで、勝造に砂糖夾の制作を依頼したのである。その後、一月二十
一日消印の勝造からの便箋^{〔資料11〕}より、勝造が砂糖夾二個を再製し送っ
たことがわかる。二度目の試作である。価格は真鍮製（港屋行き）九十銭、
銀製三円二、三十銭。銀は目方を相当持つのでこれより安くは困難とあ

はないが、戦後の人気商品で勝造が六男の忠雄とともに作った「てき」と
呼ぶ餅焼き網の原型となっていると考えられる。
柳は昭和八年九月十六日に松江に来ており、布志名窯及び袖師窯を
訪ねているが^{〔註11〕}、昭和八年九月二十日消印の勝造からの葉書^{〔資料12〕}よ
りこの機会に金田も柳に会っていた可能性はある。同書簡より勝造が、
『工藝』に掲載する写真材料のため、本立てを柳へ送っていることもわか
る。柳はこの時の来訪で雑誌『工藝』へ掲載するための取材を行ったのだ
ろう。十一月に発売された工藝三十四号^{〔註12〕}では新作紹介として勝造の
本立てと布志名焼、袖師焼が紹介された。この掲載が一区切りとなった
のか、柳からの指導を示す書簡はここで終わる。その後は勝造が柳気付
けでバーナード・リーチへ書簡を送るばかりである。

黒田辰秋と鉄の処理、河井寛次郎の要望

黒田辰秋からの書簡は、昭和六年十一月十四日消印の封筒一通^{〔資料13〕}
のみ。五日と十三日の日付の便箋と図解の紙片が入っている。五日の便
箋を入れた封筒は紛失したと思われる。五日の便箋には送ってもらった
引手の座金を図のように作り変えて欲しい、「鉄」のものはお作りならな
いが、その仕上げ方等についても知らせてほしいとある。勝造は京都の
大毎会館にて開催された第一回山陰民藝展（昭和六年十月十七日から三
日間開催）のために上京しており^{〔註14〕}、その際に黒田に会い引手の依頼
を受けた可能性がある。ここで注目したいのは黒田が勝造は「鉄」のもの
は作らないと言っている点である。白金屋として所謂上手物を作ってき
た勝造は象嵌などで部分的に鉄を使用することはあっても、素材として
鉄のみを用いることは無かったのだろう。実際、この時の引手は真鍮で

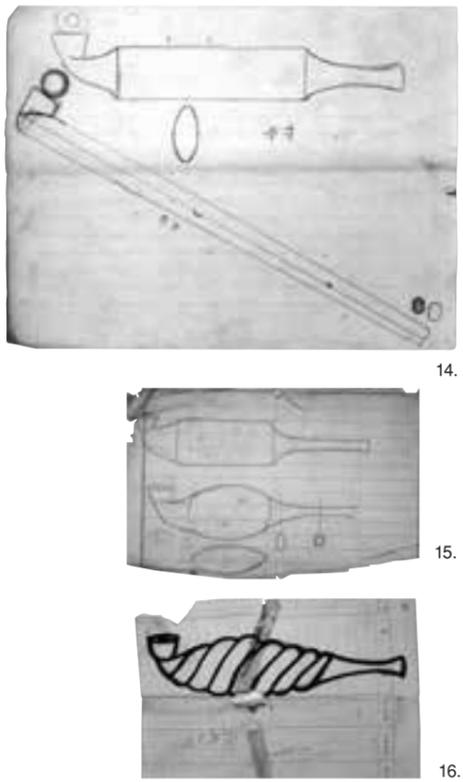
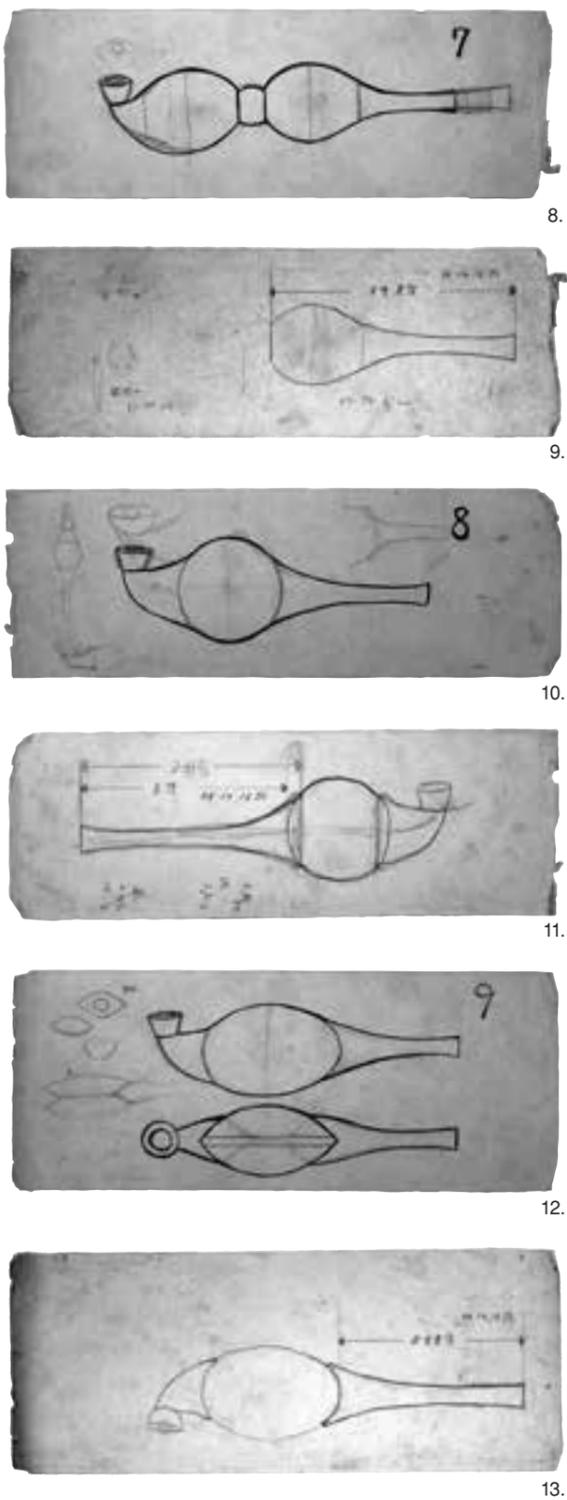
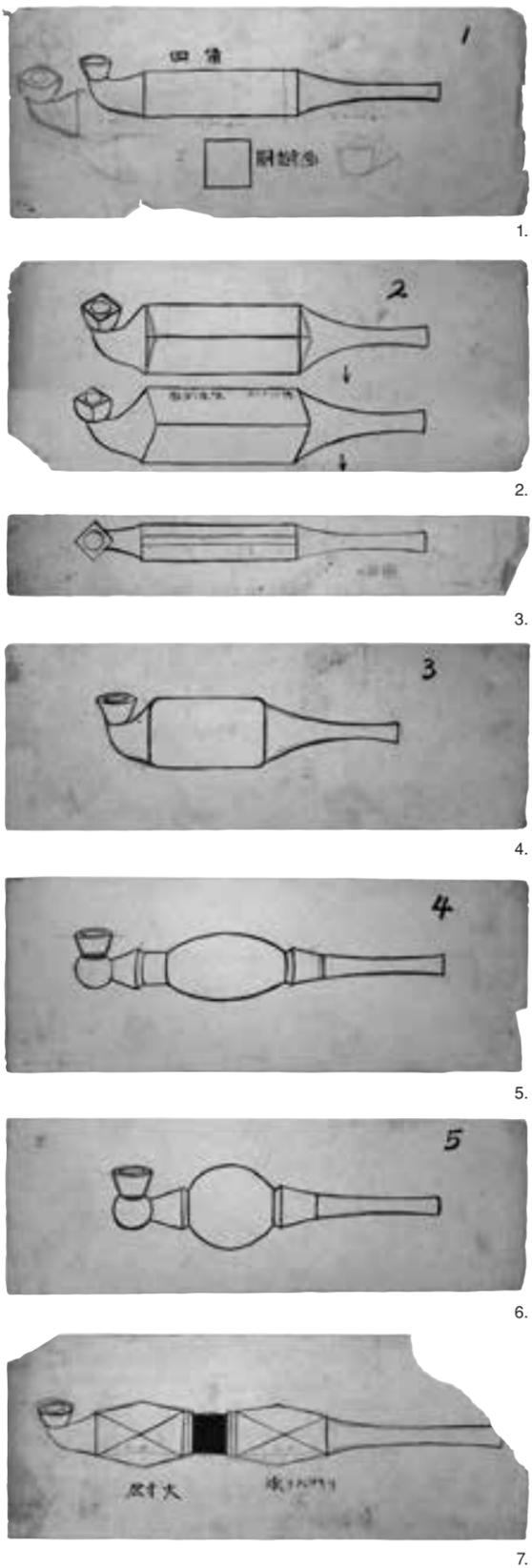
る。一月二十三日と記載の柳からの葉書^{〔資料13〕}で柳は長さを指定通りに
作るよう指示し指導を終え、これを三十個制作し二十個を港屋へ、十個
を自分へ送るよう伝えていた。勝造の試作及び、注文の三十個に使用し
た金属は明記されていないが、三月十一日消印の柳からの便箋^{〔資料14〕}に
砂糖夾代に拾円送るとあることから、砂糖夾十個分の代金と考えて、真
鍮によるものだろう。現在、日本民藝館と鳥取民藝美術館に真鍮製の砂
糖夾が収蔵されている。その後の昭和七年五月二十三日消印の勝造から
の葉書^{〔資料15〕}から、勝造が港屋に送った土瓶の手と砂糖夾の売れ行きが
思わしくなく値下げをしたことがわかる。当初の港屋の行きの価格九十
銭が卸値か売値かは定かでないが、昭和八年の十月三日消印の勝造から
の葉書^{〔資料16〕}で、砂糖夾の売値を七十銭としていることから、一年半後
に価格を下けているのは確かである。

その後、昭和七年四月二日消印の勝造からの葉書^{〔資料17〕}や直後四月六
日消印の柳からの葉書^{〔資料18〕}から勝造は砂糖夾に続いて柳がデザインし
た真鍮製の本立ても指導を仰ぎながら制作したことがわかる。本立ては
現在、一揃えのうち片方が日本民藝館に収蔵されている。昭和七年の国
展に入選した「本立」^{〔角砂糖バサミ〕}は柳に指導をうけたものだろう。

その後の柳の指導は柳からの昭和八年二月二十一日消印の葉書^{〔資料19〕}、
同年三月三日消印の葉書^{〔資料20〕}で灰ならしや魚焼き網の指導を追うこと
ができる。灰ならしは第八回国展で入選した「鐵灰押」、魚焼き網は第九
回国展で入選した「麻ノ葉透シ網」がこの時の指導のものだろう。先の書
簡二通で、魚焼き網は毎回「もう一改良」「もう一息」と言われていること
から魚焼き網は柳の合格点が貰えず昭和八年の出品を諦め昭和九年に
出品したと思われる。この「麻ノ葉透シ網」は写真が残らないため定か
でないが、魚焼き網の作り方は、魚焼き網の指導をうけたものだろう。
その後の柳の指導は柳からの昭和八年八月六日消印の河井からの葉書^{〔資料21〕}には「柳鉄指輪」の文
字がある。手本となるものの再製を依頼しているようだ。昭和八年九月
四日消印の河井からの便箋^{〔資料22〕}では再度、「柳ノ鉄銀象嵌指輪」の再製
をお願いしながら、土瓶の手の形のバリエーション展開を提案しつつ、
「鉄ニテハ如何。出来ルナラバ一ツ御願」とある。同文中では「火箸頭ノ引
手」を褒めた後「コレモ鉄ヲ并作御願 概シテ鉄金具ガズット落付好シ
次ノ箱ハ鉄ニテ御願」と悉く鉄での制作を依頼している。ここでいう箱と
は木工箱についた金具を指すと思われる。この頃から勝造の鉄の扱いが
徐々に増えたと考えられる。

バーナード・リーチと匙

リーチへの書簡は勝造が柳を通して送った三通。日本民藝館に保管さ
れる勝造が柳に宛てた書簡十三通に含まれる。リーチから勝造へ送られ
た書簡は残されていない。リーチが初めて島根を訪れたのは昭和九年八
月一日から十三日^{〔註15〕}。この間に勝造がリーチに会ったことを示す資料
は見つかっていないが、その直後である八月三十一日消印の勝造から柳



宛ての便箋(資料25)に、「先日リーチ先生よりの御教示により銀匙二種造り」とあることからリーチからの直接指導で銀匙を試作した可能性がある。その後、十月十九日消印、勝造から柳氣付リーチ宛ての葉書(資料26)に「先日再送の銀サジ三種御返送下され」とあり、匙を三種再度送っていることから、試作に対するリーチの指導があったことが窺える。文中にある総合展とは十月二十九日から三日間開かれた京都高島屋の山陰民藝展だろうか(註15)。その後勝造は十一月十一日と記載の便箋(資料27)を柳宛てに送っている。文中には柳宛てにリーチから言われた高島屋展の品を目錄の通り送るのでリーチに渡してほしいとあり、リーチには原価を知らせている。残された書簡から考えると、リーチ指導のもと、二度の試作を経て小匙、大匙、フォークが制作されたことになる。ここでの高島屋展は十一月十六日七日間東京高島屋で開かれた全国新興民藝展だと思われる(註16)。リーチとの交流が見えるのはこの一時期のみである。

河井寛次郎のキセル

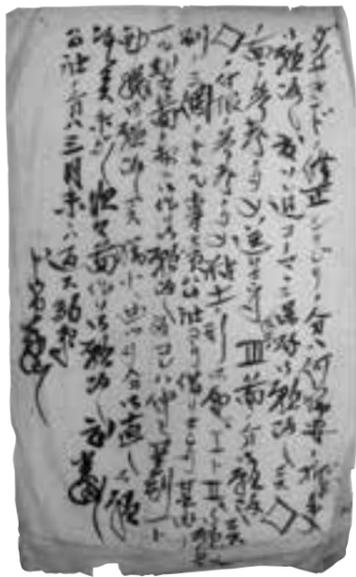
河井寛次郎記念館には河井がデザインし勝造が制作したキセル二十三点が収蔵されており、制作年は昭和二十五年頃とされている。

昭和九年三月六日消印の河井の便箋(資料24)で河井が勝造のキセルについて書いている。そこには「パイプハモウ一息如何(図示)ノ分御分チ御願」とあり、その後、「バンドトキセル其他気付ノモノ其内御届ケノ筈」とある。既に河井寛次郎記念館の鷺珠江氏が述べているとおり(註17)「(図示)ノ分御分チ御願」が指すキセルを勝造自身の作と考えると、「モウ一息」と言われたパイプは勝造が制作したキセルに河井が指導をしたのだろう。その後の気付でキセルを勝造へ送っていることに関しては詳細不明である。

他、キセルについて触れている書簡は消印が不明瞭で送られた時期が定かでないが、昭和二十〇年一月一日の河井からの葉書(資料29)に「ナタマメキセル未ダ出来ナイカ毎日待ツテ居ル」とあり、ナタマメ形のキセルの再製を依頼されている。ナタマメキセルは刀豆に似てへん平で懐中に入れて持ち運びやすい形をしており、明治維新の頃官軍兵士が多く用いたとされるキセルである(註18)。現在河井寛次郎記念館が所蔵する勝造制作のキセル二十三本の中に、ナタマメ形のキセルもある。

勝造の残した下図は十点で(種別1)は全て描かれた時期は不明である。厚紙を使用し、墨で丁寧に描かれており、九種のキセルが確認できる。十枚に描かれたキセルは既存の形の再製ではなく、全て河井のオリジナルデザインだと思われるが、河井が描いた図は残っていない。下図は真横から見た形を描くが、火皿の部分のみ少し斜め上から見た図になっている。一部、上面図や胴部分の断面図が描かれる。1から9までの番号が振

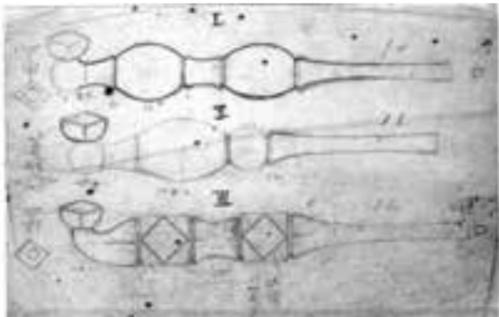
られているが、一枚は番号部分が欠けている(挿図7)。鉛筆で寸法や詳細図が書き込まれており、下図の部分的な修正も見られる。7、8、9の番号が振られた下図の裏面には(挿図9、11、13)、書き込まれた寸法の隣に「34、10、16改」とメモがあり、この三点のキセルは昭和三十四年頃に制作もしくは



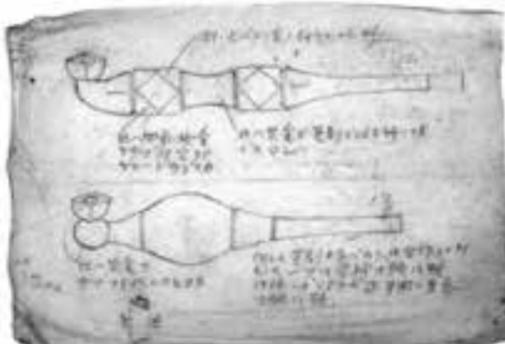
17.

は再制作された可能性がある。なお、河井寛次郎記念館収蔵の二十三点と照らし合わせたところ、該当すると思われるキセルが九種全て見つかった。4、5、7、9(挿図5、6、8、12)の番号に該当するキセルは下図と火皿の形状が異なるが、他は下図とほぼ同じ形のキセルが残っている。

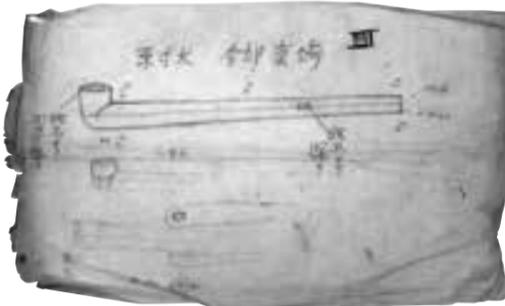
勝造が残したメモ三点のうち、一点は便箋にナタマメキセルと夫婦キセルが描かれる(挿図14)。夫婦キセルは火皿が一つで火皿を中心軸にして吸口が二つにわかれ、二人が同時に喫煙できる既存の形のキセルである(註9)。それぞれの図に原寸と書き添えられ、夫婦キセルの図には火口と吸口に朱肉を付けて押したと思われる口の写しがある。このメモの裏には39・2・2 註」と記されている。註が註文を意味するとすれば、勝造は昭和三十九年二月二日に注文を受けたと考えられるが詳しいことはわからない。前述した、河井寛次郎記念館所蔵のナタマメキセルより、ここに描かれたナタマメキセルの図は小さい。詳しくは後述するが河井は夫婦



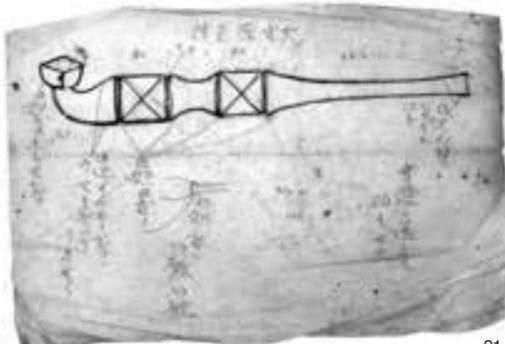
18.



19.



20.



21.

キセルの再製を勝造に依頼しているが、河井寛次郎記念館に夫婦キセルは残っていない。この図は手本となるキセルを写した可能性があるが、不明な点の多いメモである。

他に3と9の番号のキセルの改正図を描いた便箋一点(挿図15)と手網形キセルの図に二十年前¥30000と記入された紙(挿図16)が一点残る。手網形のキセルは河井寛次郎記念館に収蔵されている。手網形も既存の形のキセルであることから(註20)、河井に再製を依頼されたのだろう。

勝造のもとに残る河井の指示書五枚も全て書かれた時期は不明だが、ほぼ同時期に描かれたとみられる。使用されている紙は全て同じで、鉛筆と墨で描かれている。うち一枚は(挿図17)文字のみの指示である。便宜上これを指示書一と呼び、ここに文面を書き起こす。

指示書一

ダイヤモンドノ修正シクジリノ分ハ何レ帰安ノ折手入
御願致シ度ソレ迄コノママニ保存御願致シマス◇
ノ図ノ参考ノタメ送りマシタ改正ノIII図ノ分御願致シマス
◇ノ付根ノ参考ノタメ粘土ノ形御届。IトIIモ御願致シマス
別ノ三個ノキセル専売公社ヨリ借りマシタ其内ノ
一ツ製図ノ様ニ御作り御願致シ度コレハ仲々免倒一ト
勉強御願致シマス猶小々曲ツタ分御直シ御願
致シマス未ダ次々図作り御願致シ度宜敷ク
公社ノ分ハ三月末ニハ返ス約束
ドウカ宜敷ク

「ダイヤモンド修正シクジリノ分」は忠雄の言う河井が自ら修正をし、穴をあけたキセル(註21)を指すと思われる。

残りの指示書四枚(挿図18、19、20、21)には合わせて六種類のキセルが描かれる。挿図18、20に描かれた図にはアラビア数字が振られており、これは指示書一に対応する。挿図18、19には赤鉛筆で吸口付近に10、13までの書き込みがある。赤鉛筆の書き込みが勝造の手によるとすれば、先述の勝造の下図1、9から続きの連番が振られていると思われる。



22.

挿図18、19には四種のキセルが描かれる。中でも、挿図18に描かれたIIIのキセルは挿図19にも描かれ詳しく指示がある。指示書一より河井はIIIのキセルの幾何学形態◇の付根の部分を説明するため、粘土で実際に形を作り送っていることがわかる。挿図21でも「此処此度ノ此処ノ様ニ御願御願」と付根の部分を図入りで指示を出していることから、河井は形の継ぎ目の部分にこだわりを見せたようだ。勝造は幾何学形態と円柱形、異なる筒状の立体をロウ付けするのに苦心したと思われる。挿図19ではIIIのキセルの◇部を指し「例ノ火バシノ先 ダイヤモンド形」とあるがこれは真鍮製の火箸(挿図22)の先の形を指すと思われる。昭和八年九月三日の河井からの書簡(資料2)にも「火箸頭ノ引手」とあり同じ形で引手も作っていたようである。このダイヤモンド形が様々な転用されたことがわかる。また、同

じように挿図19ではⅢのキセルの◇部を指し「此ハ四角ノ地金ヲケツテ穴ヲアケテハドウデスカ」とあることから、真鍮の塊から形を削り出し、空気が通るよう穴をあけることを提案している。また、挿図18のⅡのキセルは勝造の下図の番号4のキセル、挿図19の下段のキセルは勝造の下図の番号5のキセルを改正した図だと思われる、前述した勝造の下図4、5の番号に該当するキセルは河井の改正の図に近い形をしている。河井寛次郎記念館収蔵の二十三点と照らし合わせたところ、挿図18に描かれた、ⅠとⅡの図に該当すると思われるキセルが見つかった。

挿図20には夫婦キセルが描かれる。軸の構造も細かく描いている。指示書一に「別ノ三個ノキセル専売公社ヨリ借りマシタ其内ノ一ツ製図ノ様ニ御作り御願致シ度」とあり、専売公社より借りたキセルの再製を依頼しているのはこの夫婦キセルだろう。挿図19にも「何レモ免倒十分 此写作リニタイモノモ一ツ 御骨折御願御願」とあり、「此写」が指すのは夫婦キセルの再製と考えてよいだろう。河井の日記に夫婦キセルが登場したのは昭和二十年十二月十六日^{註22}。制作を依頼した時期は不明だが河井の念願の夫婦キセル再製であったのだろう。だが、先に述べたとおり現在勝造が制作した夫婦キセルは河井寛次郎記念館に残っていない。

挿図21には大きく改正原寸大と書かれている。図への書き込みでは寸法の他「此処ガスボケヌ様」、「此辺気持ヒロゲルコト」など注意を促している。このキセルの形は幾何学形態部分が□で表わされる点に特徴がある。挿図18、19に描かれたⅢのキセルと類似するが幾何学形態の部分が異なる。ここに描かれたキセルに該当するキセルは河井寛次郎記念館に残っていないようだ。

〔資料2〕

出雲國安来町
金田勝造様
三月三十日
寛

昭和六年三月三十日消印
滞留中ハ有難 感謝々々 □□□柳兄来訪仕事好評 相談ノ上丸火箸
角箱切子灰押へ三品出品ニ決定 指輪ハ柳兄モ愛壺ヲカズ望マレテ割
愛 コレハ都合ニテ出品スルカモ知レズ、今日指輪ニツ発送 此間ノ
様式ニ大至急御願、御母堂始メ皆サマニ宜敷く金庫至急御願

〔資料3〕

島根縣安来町
金田勝造様
洛北下鴨
柳宗悦
五、一八

昭和六年五月十八日消印
先日はお逢ひ致し大変嬉しく存じました。慌しき旅にて ゆるくお話し出来ざるく事を残念に思ひます。御入港御立寄の日を待上ます。土瓶の手何分よろしく希ひます

〔資料4〕

島根縣安来町

おわりに

彫金工だった勝造は民藝関係者より制作の依頼及び依頼を通した指導を受ける中で、制作する金工品、扱う金属を変えながら、制作を続けたことが断片的にだかわかった。考察はまだ十分ではなく、取り上げている書簡も残る。今後も継続して調査していきたい。

ここに取り上げた書簡の文面を活字で紹介したい。河井の書簡は河井寛次郎記念館の鷲江氏が既に書き起こされていたものである。他資料で判読が難しい河井の文字に關しても鷲氏にご教示頂いた。日本民藝館所蔵の勝造が柳へ宛てた書簡は令和元年に閲覧させて頂いた書簡を基とした。判読不明な文字は□で表わし、旧字は一部新字とした。句点がなく文が切れるところは一マス空けている。図を描いて示している箇所は(図示)と表した。紙面の都合上、意図的だと思われる改行の外は原文の改行に従っていない。

〔資料1〕

出雲國安来町
金田耕雲様
昭和六年三月十一日消印
御無沙汰致シマシタ 御元氣 御仕事ヲ嬉シク思ヒマス 二十日頃
帰り度 御作りノ品々ヲ楽シミニシテ居マス 何レ拝眉ノ上
三月十一日 寛

金田勝造様

京都下鴨膳部町九二
柳宗悦様
六、四

昭和六年六月四日消印
前略 いつぞやお希ひ致候土瓶の手、出来候節はお送□度候、中は四寸前後、大中小各一一個先にお届□れば幸甚にて候
中四寸前後(図示)

〔資料5〕

京都市左京区下鴨膳部町
柳宗悦様
昭和六年六月十日消印
島根縣安来町
金田勝造
六月十日

其後御変り御座なく□伺上□ 先生の御蔭で石州焼も東京で大変好評の由 何よりの事に御座□ 土瓶の手見本として三ヶ御送り申上げる□形のよしあし金の厚み工合及び仕上の工合等詳細に御指示□□□□□ 仕上げ等は今少し上品にでも出来□候□□一度ご覧に入れる□御返事次第如何様にも致し可候先々要件のみにて失礼致ス

六月十日
金田勝造

柳様 □□

〔資料6〕

島根縣安来町

金田勝造様

六月十二日

柳宗悦

昭和六年六月十二日消印

お送りの品、大に感謝。あれで結構と思ひますが、やはりもう少し丁寧にきれいに仕上げる方 尚よいかと思ひます。大きな形三つとも上等です。價格おしらせを乞ふ

〔資料7〕

京都市左京区下鴨膳部町

柳宗悦様

昭和六年七月五日消印

出雲国安来町

金田勝造

七月五日

其後御元氣の事と存じます 私も御蔭で無事仕事に精進して居ります 本日本土瓶の手甘ケ御送り致しました 十ヶ宛二種です 又値段は今後大量の注文宛にして一ヶ参拾五銭では如何でせうか 勉強したつもりです 鞆の金具も忘れず遠からず造ります 先つはあらくにて失礼申ます

七月五日

金田勝造

柳様

〔資料8〕

出雲国安来町

金田勝造様

七、二八

柳宗悦

昭和六年七月十八日消印

先日は土瓶の手二十個うれしくおうけとりしました。代金河井君の方へ渡しておきました。何れお送りする事と思ひます。月末 松江行、お目にかかれると思つてゐます

〔資料9〕

京都市左京区下鴨膳部町

柳宗悦様

島根縣安来町

金田勝造

九月十三日

昭和六年九月十三日消印

其後は失礼致しました 御元氣ですか 鳥取の吉田氏もぼてく茶に来安致される筈ですが前の日曜も今度の日曜も老支の為延期致されました 此次は松江の民藝展出品物で働いて居ます 金庫も漸く三個出来上りました いつれ二個ハ河井先生宛送られる事と思ひます 御覧の上御批評を願います

〔資料10〕

出雲国安来町

金田勝造様

昭和六年十一月十四日消印

十一月十三日

京都市御前通り一条下ル

黒田辰秋

前略 昨日はお手紙頂戴致しお厄介なるお願を早々お製作下されお發送下さりました由承知致しましたので到着を心待ち居りましたが本日午後正に落手いろいろお配慮とお手数を煩わし有難くお礼申し上げます。速足解荷拝見致しましたところ、これは全て小生が不要意なるお願の為めと存じますので誠に申上難う御座りますが実は引手の座金の部分を取り着けるものとの関係上丸形のものが見えませんが望ましく御座りますので重ねてお面倒なお願で誠に恐縮に存じます。甚だ勝手なお願の図の様なものにお作り更へお願致し度う存じます。また「鉄」のものはお作りばかり致し何卒不悪お計の程お願申上ります。また「鉄」のものはお作りにならないので御座りますがまた其仕上げ方等についてもお知らせ下されば幸甚です 要々お願まで乱筆お許し下さるませ

草々

五日

黒田辰秋

金田勝造様

乍失礼為替三〇や同封致して置きました ゆえお受取り下さるませ

〔図解の紙片〕

(図示)真鍮にて寸法はこの図位、其他のこと何卒よろしくお計〇お願申ます

前略 お葉書及小包正に落手 色々とお配慮有難う御座りました。また速足乍らお尋の件小生の存じ居る鉄の錆止め兼着色の法は小生も目にて覚え居るものなれだ精しき事はお練習お自得の程才一と存じます。方法は至って簡単にて仕上りたるものを火にて熱しその冷めぬ間に古布の様なものに生漆をつけ、それにてじゅんく音を立てる様なのに拭き着けるのです。以上は焼漆の法にて油焼も同様の工程にて只漆と油との違丈け、これも其加減調子等お自得の程願います。以上甚だ不要領乍らお答まで。猶お願申し度きものも今後御座りますゆえ、お成功に相成らばお知らせの程鶴首してお待ち申して居ります では要々のみ 季節柄お自愛お祈り申して居ります

草々

十三日

黒田辰秋

金田勝造様

〔資料11〕

島根縣安来町

金田勝造様

昭和七年一月十八日消印

正、一七、

京都

柳宗悦

先日はお目にかゝれず大変残念でした。砂糖夾早速作って□って感謝。寸法少し小さく且つ瘦せてゐるので、も少し太らせて□いませんか
(図示)此巾五分 (図示)お送り□しものゝ如く外ガワ丸味あり
(図示)此ところ二分五リ。(図示)掌の形の如く中がふくれる。つまりサジを両方から合せた如き形。但しサジの如く深くなく、も少し浅し。
(図示)此長さ四寸五分 (図示)此巾六分五リ (図示)此開き凡そ七、八分 (図示)此開き凡そ五分 (図示)背中此形もよろしからん
真鍮製一個の値いくらに候や
銀製なればいくらにや

一、一七

柳宗悦

金田様

〔資料12〕

京都市左京区下鴨膳部町

柳宗悦様

昭和七年一月二十一日消印

島根縣安来町

金田勝造

一月廿一日

本日砂糖挟ニケ再製の□御送り

致しました。

真鍮製みなどや行の値段九十銭

銀製三円より三円二十銭

右御返事申ます

銀ハ目方相当持つので右値段より安くは困難です

諸々御下令の程願ます

一月廿一日

金田勝造

柳様

〔資料13〕

島根縣安来町

金田勝造様

正月廿三日

柳宗悦

(消印不明瞭)

お送りの品、形上〃〃。実に嬉しく思ひました。但 長さが四寸五分と書いたと思ひますが、何れも二三分長すぎるので、今度は四寸五分を出ない様に希ひます。(図示)此所此形の方壺よろしく之を三十個お作り□い。内二十個港や行。十個京都小生宛

〔資料14〕

島根縣安来町

金田勝造様

昭和七年三月十一日消印

三月十一日

京都市下鴨膳部町九二

柳宗悦

おハガキ拝見。砂糖ばさみ代 忘れておって申わけありませぬ 拾円
ここにお届け致します。東京港やに送って頂きし分はおうけとり□い
ましたか。まだでしたら小生より督促します 御一家は丈夫にや 安
来はまだ雪がある事とお察しします

河井様皆々様へもよろしく

三月十一日

宗悦

金田様

〔資料15〕

京都市左京区下鴨膳部町九二

柳宗悦様

島根縣安来町

金田勝造

昭和七年四月二日消印

先日本立一把御批評願ふ様御送り致して置きました □何の事もなく 御多用中恐入りますが至急御返事御待ち申します

四月二日

〔資料16〕

島根縣安来町

金田勝造様

四、五、

柳

昭和七年四月六日消印
別便で申し忘れましたが(図示)此長さ三寸。御送り下さったのより薄くては却ていけません。相当の厚さがあってもかまはぬ事分りました。もとよりほかの部分より薄い方がいゝのですけれども。

〔資料17〕

京都市左京区下鴨膳部町

柳宗悦様

島根縣安来町

金田勝造

五月廿三日

昭和七年五月二十三日消印

拜啓 其後御障りもありませんかお伺い申ます 本日森永氏方へ濱田氏お出でに付お供致す予定であります 本日港屋より土瓶手砂糖挟み等賣行き面白からず返送致す様申され他に向け先あれハ其方へ向ける可く通知がありました 今になって送り返されても困りますか 如何致したものでせうか 港屋へは今一割の値引して□□引受

けて貰ふ様通知は出して置きました

〔資料18〕

島根縣安来町
金田勝造様
二月二十日
柳宗悦

昭和八年二月二十一日消印

大に勉強。感謝。灰ならし二つとも及才。但し上部の厚み、もう少し薄くし、全体の重みを減ずる方 更に可。魚焼網の方はもう一改良を要す。森永君に傳言せし故、お聞きを乞ふ。スカシ彫はあれにて上等。周囲と柄とをもっとよくしたき望み。

〔資料19〕

島根縣安来町
金田勝造様
三、二

柳

昭和八年三月三日消印

おハガキ拜見。灰ならしはあのまゝ高嶋やの方へ出します。実價おしらせ下さい。その上賣價をこちらでつけます。金網はもう一息。森永君とよく御話合下さい。

〔資料20〕

出雲國安来町
金田勝造様
寛

昭和八年八月六日消印

(三) 指輪帶留有難 土瓶ソル代共宗兄ノ方へ代御請求御願 柳鉄指輪アノ通り出来ヌカ御一考御願 出来レバ茲デ又一問題如何々々

〔資料21〕

出雲國安来町
金田勝造様

昭和八年九月四日消印

九月三日夜

京都五條坂

河井寛

金田兄

九月三日寛

御元氣ヲ祈ル。土瓶手有難大イニ嬉シ 見テモ用ヒテモ大變結構之以上ノモノモウ期待スル必要ナシ 永ク続ケテ頂キ度イ 背ノ丸味ノモノト同時ニ角ノモ少シ立ッタモノモアツテ好イト思フ。鉄ニテハ如何。出来ルナラバ一ツ御願。此間カラノモノノ代至急御知ラセテ乞フ。柳ノ鉄銀象嵌指輪アレハアノ通り再製出来ナイダロウカ。アンナモノガ出来レバ皆喜ブニキマツテ居ル。売レルニモキマツテ居ル。一勉強如何。此間木工棚、箱到着、金具仲々見事ニテ嬉シ 只コノ(図示)分(ロ)

宣敷御仕計らひの程願上ます

九月廿日

〔資料23〕

東京市小石川区久堅町廿六

柳宗悦様

島根縣安来町

金田勝造

十月三日

昭和八年十月三日消印

民藝協会の荷物に土瓶手一砂糖挟一同封致しました 致って品物手持少なく困りました 先日寫真材料としてお送り致した本立ても陳列願ます 値段付は右同送品に添付して置きました 然し後で気が付きましたが普通賣價との事でした 全部下記の通り訂正願ます

本立 式、五〇

土瓶手 八〇

砂糖挟 七〇

〔資料24〕

出雲國安来町
金田勝造様

昭和九年三月六日消印

三月四日夜

京都五條坂

〔資料22〕

東京市小石川区久堅町二十六
柳宗悦殿
島根縣安来町
金田勝造

昭和八年九月二十日消印

先日ハ御疲れの事と存じます 御土産迄頂き御厚礼申ます 本日工藝寫真材料本立一把民藝協会の織物切同送致しました 御查收□上

河井寛

金田兄

三月四日夜寛

御手紙拝見 済マヌくく コラヒテクレ 其元氣デ御願ダ 火箸ハ見事大イニ嬉シ 好キナ人ニ分カチ度イ パイプハモウ一息如何(図示)ノ分御分チ御願 香炉火屋丸形バンド一ツ玄琢行 網火箸ニツ其他失念ノ代至急御知ラセ御願 バンドトキセル其他氣付ノモノ其内御届ケノ筈 ソレカラ森永兄へ暮々モ宜敷く 此度ノ工藝表紙實ニ嬉シイ ココ迄勉強サレタ事實ニ有難イ 其内工藝ノ一号作り度皆トソウダンシ度イ 石輪サンニドウカ宜敷く 御老母御大切ニ 御一家ノ幸福祈念 其内御入京ヲ待ツ ソレカラ此間森永兄へ御願ノ佐々木カラ依頼ノツムギ七反御願 全様ノモノ拙宅ニモ一反御願 都合八反至急御作り御願不備 家ハ皆大元氣 乞御安神

〔資料25〕

東京市小石川区久堅町二六

柳宗悦先生

昭和九年八月三十一日消印

島根縣安来町

金田勝造

八月卅一日

拜啓 失礼のみ仕居り候御□□□□先日リーチ先生よりの御教示により銀匙二種造り本日御送り申上□□るリーチ先生にも御渡し□□□御改正の程御願申上げ□ 右御願迄 八月卅一日 金田勝造 柳先生

〔資料26〕

東京市小石川区久堅町二六

柳宗悦先生氣付

リーチ先生

島根縣安来町

金田勝造

昭和九年十月九日消印

拜啓失礼のみ仕□□候御許下され度 先日再送の銀サジ三種御返送下され度 手本にして綜合展に少々でも出し度在□ 尚綜合展は開会日は何日に□□一寸御知らせ下され□□ 右乱筆御願まで 十月十九日

〔資料27〕

東京市小石川区久堅町二六

柳宗悦先生

至急

昭和□年□月十二日消印

島根縣安来町

金田勝造

十一月十二日

柳先生

十一月十一日 金田勝造

其後ハ御不沙汰のみ致して居ます御許程お願申ます。リーチ先生から高島屋展に間に会ふ様に□の御下令で別紙目録の通り本日お送り致しました 御手数恐入りますがお届け願上ます 何しろ日数少なく思ふ様出来ませんでした。追加注文を精々御尽力の程お願ひ申ます 右何卒

リーチ先生へ呉々も宜敷お伝言お願申ます

リーチ先生

金田勝造

左記値段ハ何レモ原価デスカラ左様御承知願マス

記

- 一、貳拾五円 銀小匙一打ニ付
一、四拾五円 見本 大匙一打ニ付
一、參拾七円 見本フォーク一打ニ付

〔資料28〕

出雲國安来町

金田勝造様

京都五條坂

河井寛

四月十一日

昭和十年四月十二日消印

御元氣嬉シ手紙ト作品有難、灰ナラシハ近頃嬉シ 図面ヨリズット生カサレ小生モ一ツ欲シ序ニ御願 此度ノ火箸使ヒ好ク重クナク軽クナク有難イ 全部国展へ出品致シ度シ 灰ナラシハ之迄小生ノ見タ全国ノ新古中一番好キナモノ 有難イ、十二月客車便ニテ御届、

〔資料29〕

島根縣安来町

金田勝造様

京都五條坂

河井寛

昭和二十□年一月一日消印

此間ハ有難フ有難フ嬉シカッタヨ 大阪たくみデ近作見タ何レモ美シイ大イニ喜ンダ 大イニヤツテホシイ 皆サンニ山々宜敷く 新シイ仕事大期待ダ、大若返リ万歳ダ、ナタマメギセル未ダ出来ナイカ毎日待ッテ居ル、安来民藝シッカリタノム

謝辞

本稿の執筆に際し、調査にご協力賜りましたご所蔵者の皆さまに厚くお礼申し上げます。ご教示賜りました、河井寛次郎記念館学芸員・鷲珠江氏、日本民藝館学芸部長・杉山享司氏に謹んで深く感謝いたします。

註

- 1 『島根の工芸』島根県立博物館、昭和六十二年、百三十八頁
- 2 同前
- 3 前掲註1、百四十八頁
- 4 前掲註1
- 5 前掲註1、百四十九頁
- 6 柳宗悦が昭和六年五月四日から八日にかけて行った島根の民藝品発掘の旅。津和野から安来にかけて行われた。
- 7 令和元年、国画会事務局への問い合わせによる。○内は筆者の推測。明らかに間違いだとわかるものは修正し記載した。
- 8 太田直行『島根民藝録 出雲新風土記』冬夏書房、昭和六十二年、百八頁 昭和六年五月八日に柳は安来を訪れている。この日の収穫物に金工品が挙げられており、勝造の作と考えられる。
- 9 同前、百十頁
- 10 同前
- 11 前掲註8、百十二頁
- 12 雑誌『工芸』第三十四号、日本民藝協会、昭和八年
- 13 前掲註8、百九頁
- 14 前掲註8、百十三頁
- 15 同前
- 16 前掲註8、百十四頁
- 17 雑誌『民藝』第五百四十八号、日本民藝協会、平成十年、三頁
- 18 『させる』たばこ塩の博物館、財団法人たばこ産業弘済会、昭和六十三年、二百四十三頁
- 19 同前
- 20 前掲註18
- 21 米子高島屋ふるさと安来に贈られた河井寛次郎のこころ」展図録、大森デザイン室、平成四年、五十四頁
- 22 前掲註17、四頁

(島根県立美術館 主任学芸員)

島根県立美術館研究紀要

第1号

廃墟の詩 ^{うた} 奈良原一高「無国籍地」1954

蔦谷典子

はじめに

草いきれの漂う空地には、街のうごめきから隔離された別天地の静けさが広がっていた。ぼっこりとあいた穴のような時空。タイム・マシンで残されたように、終戦直後の焼跡に流れていたあの空白の空気がそこには潜んでいた。たまたまカメラを持っていた僕はその真白な時間に向けてシャッターを切りはじめていた。

奈良原一高「無国籍地ルネッサンス」1989年⁽¹⁾

奈良原一高(1931-2020)の処女作「無国籍地」は、こうして大阪城から見下ろした大阪砲兵工廠跡地を撮影することからはじまった。1954年、奈良原22歳の春のことである。

第1章 「無国籍地」と戦争体験

戦争が終わった時、奈良原は13歳であった。「無国籍地」は、奈良原の戦争体験と深く関わっている。

1944(昭和19)年4月、名古屋市立白壁小学校を卒業した奈良原は、旧制愛知県第一中学校(愛知一中)に入学した。その前年、全国屈指の進学校であるこの学校では、海軍飛行予科練習生に志願する生徒が少ないとして時局講演会が開催され、軍と校長以下の煽動によって全員が志願するという「愛知一中予科練総決起事件」が起こっていた⁽²⁾。

中学1年の2学期に、奈良原は学徒動員で三菱電機に配属され、亜成層圏飛行機用の爆撃照準器「キノ17」の製造に携わる。戦争末期の1943(昭和18)年以

降、深刻な労働力不足のため、中学生以上が軍需産業などに動員された。1944年7月「航空機緊急増産ニ関スル非常措置ノ件」が閣議決定され、学徒動員はさらに強化された。また、アメリカ軍がサイパン島などを制圧し日本本土空襲の基地としたため、爆撃も激しさを増していった。奈良原が通う工場の隣にあった三菱発動機が爆撃され、多くの友人が亡くなった。航空用発動機生産の拠点だったため、翌年4月まで執拗に爆撃が繰り返され周辺も含めて多くの犠牲者を出した。

奈良原が父の転勤により尾張一宮に移った1週間後、それまで住んでいた一帯は焼土と化した。一宮でも、学徒動員により偵察機「彩雲」の脚を、次の工場では爆撃機「天山」の胴体を製造する工程に携わり、最後の工場ではアメリカ本土奇襲用の特攻機の部品の製造にあたった。奈良原は終戦までの1年足らずで、ボール盤、旋盤、フライス盤などを自由に操る職工となっていた。死は身近なものとなり、一億玉砕は目前のように感じられたと記している⁽³⁾。

終戦直前には、空襲で防空壕に逃げ込む日々が毎晩続き、極度の睡眠不足から死んでもいいから寝ていたいとさえ思った。尾張一の宮が壊滅状態となった7月28日、午後10時頃から翌29日午前2時頃までB29の編隊約260機が飛来し、市街地の8割が焼失した。次々と扇形に編隊を組み、間断なしに油脂焼夷弾を投下していくB29の扇状攻撃が続いた。奈良原は機体の飛ぶ方向を見上げながら、そのコースと直角に逃げ、最短距離で爆撃の射程外に走った。追いかけれ、田の畦道の溝の中に布団をかぶって身をふせるが、隙間から覗くと、目前に火のついた焼夷弾が矢継ぎ早に突き刺さる。即座に跳ね起きて、再びB29のコースと直角に必死で逃げる。明け

方近くなってようやく安全圏まで辿り着き、生き延びた⁽⁴⁾。

後年、ヒエロニムス・ボス(c.1450-1516)の《悦楽の園》を見た時に、そこに描かれた楽園と地獄の様相は、この時の光景と重なった。逃げ延びた郊外で目にしたのは、街全体が炎につつまれて火炎の柱が立ち上る地獄の光景であった。一方、逆方向はのどかな田園風景が広がり、満月の空に蛙が鳴く穏やかな夏の夜だった。その地獄の光景と平和な世界が眼に焼き付いた。

敗戦を知った夜、とめどなく涙が流れた。悲しさやくやしさといった感情からすでに超越した日常を余儀なくされていた。しかし、戦争の終結と同時に何かが確実に失われたと実感した。その空虚さの中から涙が湧いてくるように感じたのだった。

戦後も苦難は続いた。戦時中の食糧配給制度は敗戦とともに麻痺し、遅配や欠配が続いた。生きるためには、法律違反でも闇市で食糧を入手するしかなかった。しかし、奈良原の父は法を司る検事であり、闇の食糧に手を出すことを許さなかった。育ち盛りの奈良原を見かねた近所の人々が、食物を持って行っても受け取らないので、塀の外から投げ入れてくれたほどだった⁽⁵⁾。1947年、同じく闇の食糧を口にしなかった東京地検の判事が餓死するという事態が起きた。

戦争の記憶は長い間、奈良原を苦しめた。「無国籍地」の撮影を始めた頃も、自分は長生きしないと感じていた。夜中でも怪奇な幻影が湧きつづけ、精神的に不安定な状態が続いた。どうせ死ぬのならやりたいことをやって死にたいと思いつめた⁽⁶⁾。戦争の焼跡を写した「無国籍地」は、奈良原にとってこうした戦争体験がもとになっている。当初、次のように記している。

「今、これらの作品達について何も語りたくない。語るこ

とも出来そうにないし、語るべきでもないように思われる。言葉なく投出すことのみが許されている様だ。

余りにも過去の僕の内部に結びついていすぎたためだろうか、余りにも遠くへ出発してしまった。唯このような荒廃の土地をさ迷った季節があり、やがて『人間の土地』が生まれたことを憶えている。顧みれば僕にとって最初の生のゆらめきであり、暗い青春への鎮魂歌でもあった。」奈良原一高^{レクイエム}「鎮魂歌」「廃墟のロマン 無国籍地の連作より」1957年⁽⁷⁾

しかし、数年後、奈良原は語り始める。「あまりにも古い話にさかのぼるが、僕がもの心ついたのは、第二次大戦の敗戦を境としてであった。満州事変の年に生まれ、戦時下の空気しか知らず、その中で育ち、まだほんの子どもにすぎなかった僕にとって、戦争は『日常』の代名詞であった。爆撃が激しくなっても、それは生活の冒険とスリルの増加を感じさせたにすぎず、日本が勝つか、負けるかについて一度も考えたことがなかった。勝つとさえも思ってみたことがなかった。敗戦が報道されて一番驚いたのは、そのような自分に対してであった。気がついた時、生と死の『日常』を壮麗にモールドしたB29の飛行機雲は空になく、ただ青い、真空の空だけがかった。何もない空という生まれてはじめての経験が、そこに平和を見るよりは真空と不毛を味わわせた。それは視線を受け止めるべき手ごたえのない無目的な空であった。戦争に意識的に参加しなかった僕はいわゆる日本人ですらなかった。不毛の空を仰いでそのように目覚めて以来、日本は僕にとってただ自分を生かしておく、場としての土地感しかわかない。

砲兵工廠や軍需工場跡の廃墟を被写体として最初のカメラ・メッセージを、僕は何の不思議もなく『無国籍

地』と名づけた。〈不毛〉それ自体が生きていく手がかりとなりはじめた。」

奈良原一高「若い写真家の発言・2 ある未知への発端」より
1960年⁽⁸⁾

第2章 「無国籍地」と前衛美術

1954年春、奈良原は重要な転機を迎えていた。検事正だった父・榎原義男(1900-1990)の希望にそって、中央大学法学部に入学したのは、1950年4月だった。その後、父の転勤で実家は奈良に移り、大学2年の春休みから仏像巡りを始めた。飛鳥園主・小川晴暘(1894-1960)に地図を書いてもらい、奈良や京都の寺を隔々まで夢中になって歩いて回った。そして1年半が過ぎた盛夏、法隆寺講堂釈迦三尊像と激しく出会い、造型に開眼した。その後、法律の道から美術の道へと方向転換をしていく。両親の反対を押し切って、早稲田大学大学院文学研究科芸術学専攻へと進学したのが、1954年の春だった。

早稲田大学では、^{しずか}坂崎坦(1887-1978)や富永惣一(1902-1980)に美術史を学んだ。やがて、世界中で立ち上がる前衛芸術の渦中へと入っていった。考証的な美術史に反発を感じ、今日の芸術家の在り方を真剣に考えるようになった。そして、生涯の友となる作家たちと次々と出会う。早稲田では岡崎和郎(1930-)と意気投合する。1954年に開催された河原温(1932-2014)の個展を見て、岡崎とともに河原の自宅まで行き作品すべてをみせてもらい、《浴室》fig.23のなかから2点を購入した。自らの審美眼を試すために購入したその作品は、現在東

京国立近代美術館の所蔵となっている。^{あいおう}巖嘔(1931-)、池田満寿夫(1934-1997)、堀内康司(1932-2011)、真鍋博(1932-2000)に出会ったのも1954年である。小川晴暘から真鍋を紹介され、真鍋から他のメンバーを紹介された。4人の新鋭画家は、翌1955年4月に反画壇を標榜するグループ「実在者」を結成することとなる。奈良原もオブザーバーのような形で参加している。

この年、奈良原が撮影した大阪砲兵工廠の跡地は、1945年8月14日にB29の集中爆撃により壊滅した陸軍兵器工廠の跡だった。大口径火砲の製造拠点となり、主に火砲・戦車・弾薬類を開発・製造するアジア最大規模の軍需工場である。戦後、不発弾が多く危険だと放置され、約20年近く更地のままとなっていた⁽⁹⁾fig.17-19。

奈良原が大阪砲兵工廠の跡地を撮影していたことを知った堀内は、自身のテリトリーである王子の軍需工場跡に仲間たちを案内したいと考えた。堀内は次のように記している。

「北区王子から赤羽寄りに十五分ぐらい行ったところに工場跡の廃墟があった。夕暮れになると廃塔の周囲を蝙蝠が旋回し、一種異様な雰囲気醸し出された。ぼくはこの現場から取材して“戦争”展の絵を描いたし、池田は、地上を這うようにして散在する瓦礫やレンガの破片の中で造形した《真昼の共同墓地》や《不安な反響》などの干割れた線が地平線の彼方まで続く、明るい色調の作品をものにしたように思った。」

堀内康司「回想の池田満寿夫」1977年⁽¹⁰⁾fig.20
王子から赤羽よりに広がっていた軍需工場跡地は、かつての「東京第二陸軍造兵廠王子工場」であり、帝国陸軍の造兵廠のひとつとして火薬・爆発物の原料を製造していた。1945年の大空襲で壊滅的な打撃を受け

焼野原と化した。敗戦後、広大な面積の軍用施設は国有地となり、半分以上が占領軍に接収された。その後、徐々に区や都に払い下げられていった⁽¹¹⁾。

堀内は、フォルム画廊主・福島繁太郎(1895-1960)に支援を受け作品を発表しており、当時日本にも紹介されていたフランスの具象画家グループ「オム・テモワン」のアンドレ・ミノー(1923-1986)やベルナール・ビュフェ(1928-1999)に共感を抱いていた⁽¹²⁾。哀愁漂う線描で、王子の軍需工場跡の廃墟となった建造物やその屋内をこの頃に集中して描いている⁽¹³⁾fig.11,16。

堀内が案内した日、仲間たちのポートレイトを奈良原が撮影したfig.7-9。そのときの様子を池田は次のように記している。

「一高の撮影につき合ったことも二回ある。一回目は『人間の土地』の前でグループの連中と王子の被服工場の焼け跡へ行った時だ。私たちはスケッチをするつもりで、一高は一高で撮影するつもりだった。焼跡の建物に夕闇がせまり、私たちの方はもう帰るつもりでいると一高だけが三脚にカメラをつけて、ある一点をねらったまま動こうとしない。なにしろ当時の王子はまだ物騒な場所で暗くなればもっと気味悪くなったから早く焼跡を引きあげたかった。ところが、どんなに私たちがカメラの横でじりじりしていても、一高は決して最後のシャッターを押さないのだ。カメラの前方には焼けただれた壁とひんまがった窓わくしかな。彼はただファインダーに目を押しつけたまま絶対に動こうとしないのである。どれほど待ただろうか、もうあたりがすっかり暗くなり、こんなに暗くなつてはたして写るのかといふかるほど暗くなった時、はじめて一高はカメラを三脚から取りはずした。いつシャッターを切ったのか、あるいはついにシャッターを切らなかった

のか、私には判断が出来なかった。この場所気に入ったからもう一度来たいが、と写真家が言ったが、画家たちは顔を見合わせて、誰も一緒にまた来ようとは言わなかった。それ以来一高の撮影には絶対に同行すべきでないという鉄則が私のなかに刻み込まれた。」

池田満寿夫「IKKOと私」、1976年⁽¹⁴⁾

奈良原は、翌日から毎日のように通い始めた。王子では、何度も通って撮影できることから、光の移ろいをみつめながら、狙ったところに光があたるシャッターチャンスまで、長時間待ち続けたのではないだろうか。奈良原のものと思われる自転車が写っている。その光と影が織りなす、廃墟の窓枠、壁、穿った穴、設備が取り除かれ階下が覗く多層的な空間、朽ちた階段、煙突の残影。それらの形態を、光と影の効果とともに、自らが空間のなかを動き視点が移動することによって生じる変化も取り入れながら、抽象的に切り取っている。

このフォト・ポエムと名付けた作品群は、光と影と視点の移動の造型実験となっている。パウハウス叢書として『絵画・写真・映画』を上梓したモホイ＝ナジ(1895-1946)の作品を想起させる。ナジの紹介者のひとりは、詩人・美術評論家として知られる瀧口修造(1903-1979)であり、奈良原の最も敬愛する人物だった。写真・映像に関する評論も多く、ナジとは直接的な交流をもつ。ガラスや穴の空いた金属板などを用いて光と影を多元的に構成する《ライト・スペース・モデュレータ(電気舞台のための光の小道具)》を使用したナジの映画『光の戯れ 黒・白・灰』の手法は、奈良原の「無国籍地」の視点と共通するように思われるfig.24。1954年以降、主観主義写真の文脈のなかでも、新たにモホイ＝ナジらの作品が紹介されていた⁽¹⁵⁾。

また、1953年に日本に帰国した石元泰博(1921-2012)は、シカゴのインスティテュート・オブ・デザインで、学内賞であるモホイ＝ナジ賞を2度受賞して、写真科の学士号を取得し卒業した。1954年、瀧口が企画するタケミヤ画廊で個展を開催し、竹を切った彫刻など様々な素材を用いた作品や実験的な写真を展観した。シカゴで受けた造形実験について『美術手帖』に掲載し、その実践として「あかり」の特集も披露している⁽¹⁶⁾fig.25。奈良原は、石元の存在に注目していた。

軍需工場跡地の多層的な空間を生かしながら、奈良原は光と影と視点の移動による造型実験に果敢に挑戦し、フォト・ポエムという前衛的な作品を作り上げていったといえよう。「無国籍地」は、奈良原自身学徒動員で働いた軍需工場の跡であり、消えることのない爆撃の記憶の地である。戦争による廃墟という焼野原は、終戦直後奈良原の周囲に広がっていた「慣れ親しんだ原風景」だった。その心象風景を抱きつつ、前衛芸術の中で培った美意識を発露させていったといえる。

1954年、奈良原は、法律の道から美術史へ転向したのみならず、さらに前衛芸術の渦中に飛び込み、多彩な刺激を全身で受けて、ひとりの表現者として出発しようとしていた。

第3章 「無国籍地」と「人間の土地」

1956年、奈良原は、戦後日本の写真を大きく転換することとなる初個展「人間の土地」(松島ギャラリー、銀座・東京、5月5日-11日)を開催した⁽¹⁷⁾。その舞台となる長崎沖の炭鉱島・軍艦島(端島)と火山の噴煙に埋もれる

桜島の黒神村というふたつの土地と出会ったのも、1954年春のことだった。海によって隔絶された過酷な状況のなか、遅しく生きる人々の姿に奈良原は深い感銘を受けた。二つの土地を対比させることで、人間存在を浮き彫りにすることができるのではないかと考え撮影を始めた。そして「人間の土地」は、若い写真家たちを結集する烽火となり、「10人の眼」から「VIVO」へと、戦後日本の新しい写真表現を生み出す原点となった伝説の展覧会である。奈良原は、この初個展によって、無名の大学院生から有望な写真家へと一挙に変貌を遂げることとなる。

展覧会の準備期間、奈良原の身近にいたのは、写真家ではなく前衛美術の仲間たちだった。まず、グループ「実在者」の面々である。1955年4月に結成されたこのグループは、6月には第1回展「戦争」を、8月には第2回展「無人間時代」を開催したfig.21。11月、既成の美術団体否定という主旨に反して、二紀会に出品した真鍋がグループを脱退した。翌1956年の1月から2月には、堀内、饒嘔、池田が「連鎖展」と銘うって次々と個展を開催し、グループ「実在者」は解散する。その後真鍋も含めて、詩画集『5人の片目の兵隊』をともにつくっているfig.22。この流れのなかで、5月に開かれた奈良原の個展を、旧グループのメンバーたちは、連鎖展の一環のように見守り、展示も手伝った。それが「人間の土地」展である。

「身近にいなが黙り込んでいた男が、一気にその才能と力とを友人たちの前に展開したのである。素晴らしいあざやかさであった。写真界のことにはまったく無知だったが、私は一高はこの一つの展覧会で絶対に成功した写真家として登場するだろうという確信を持ったものだった。事実、『人間の土地』は無名の写真家を一躍最も有能な写真家の一人に押し上げた。これほどあざやかなデ

ビューを他に知らない。」

池田満寿夫「IKKOと私」1976年⁽¹⁸⁾

さらに、奈良原は同じく1955年4月に結成された「制作者懇談会」に、池田龍雄(1928-)、河原温らとともに参加している。同会は美術・映画・演劇など多分野の総合的な実践による「今日的リアリズムの追求」を目指して活発に活動した。そして、奈良原が「人間の土地」に関する重要な論考「私の方法について」を発表したのも、制作者懇談会の機関誌『リアリズム』No.10(1956)のなかだった。

奈良原は、1954年春に二つの土地に出会い、夏には本格的に撮影しようと初めて自分のカメラ、キャノンIVSBを購入した。夏・冬・春の休暇に通って撮影していった。誰かにみてもらいたいと思うようになり、友人が次々と個展を開催するなか、奈良原も自らの個展を計画し、1年前に会場を予約した。そして、1956年5月に個展「人間の土地」を開催する。写真界に衝撃が走り、奈良原は一挙に写真の世界に飛び込んでいくこととなる。

しかし、そこで「人間の土地」の撮影を終了したわけではない。展覧会を見た写真家・濱谷浩(1915-1999)の紹介で「人間の土地」を『中央公論』に掲載することになるが、奈良原はもう一度撮影をしたいと申し出る⁽¹⁹⁾。その頃、新しく25mm F3.5の広角レンズが発売され、それまで撮れなかった撮影が可能となっていた。1957年5月に発行された『中央公論』には、展覧会の出品作とは異なる新たに撮影した作品群が掲載された。

さらに、同年5月、写真評論家・福島辰夫(1928-2017)により「10人の眼」展が開催され、奈良原は《車輪のある空間》と題した作品を出品する⁽²⁰⁾fig.26。密室空間を思わせるセメント壁で囲まれた地下道に、人の名残を

想起させる打ち捨てられた車輪が、宙に浮んでいるように置かれている。そう思わせるこのシュールな感覚をもつ作品は、実際は現実的な用途のあるバルブであろうが、意図的に現実から遊離した世界として提示する題名を付している。今日、「人間の土地」を代表する1点として知られる。それらすべてを総括して写真集『人間の土地』が1987年に出版された⁽²¹⁾。

一方、「無国籍地」は、当初「地帯」という名で、序章として「人間の土地」の第一部に位置づけられていた。全体は三部構成であり、人の気配だけが残る焼け跡の廃墟というネガティブな「無国籍地」と、遅しく生きる人々が登場するポジティブな「人間の土地」を対比させようと考えていたのである。その後、「地帯」を「無国籍地」というタイトルに変えて切り離し、「人間の土地」のみで独立させた。そして、炭鉱という資本主義社会の機構と、火山の噴火という自然現象に対峙する人間を「社会機構対人間」、「自然対人間」という二部構成で組み立てたのである。

奈良原は「人間の土地」を語る時、必ず「無国籍地」に言及していたので、一部の人々にはその存在が知られていた。しかし、1957年に『ロココール』誌で掲載されたほかは、ほとんど発表されていない⁽²²⁾。30年以上経って個展「無国籍地」(1987)を開催し、50年後の2004年に写真集を出版している⁽²³⁾。

その写真集の序のなかで、奈良原は、「無国籍地」を撮影したのは、1954年末までと明言している。1954年の春に大阪砲兵工廠跡地で写真を撮り、夏以降に王子の軍需工場跡の撮影を始め、年末まで撮影したと考えられる。「人間の土地」が、1954年から1957年まで何度も撮影を繰り返し最終的な形になったのと比較して、

『無国籍地』は1954年時点の奈良原をより鮮明に浮かび上がらせる。1954年春、大阪城の天守閣から見下ろした廃墟に心惹かれてカメラを向けた。それは、終戦直後の焼け跡にタイムスリップするような感覚だった。慣れ親しんだ原風景に包まれて、奈良原の心は解き放たれていったのではないのだろうか。多くの友人の死を思い、その鎮魂歌として「無国籍地」を撮影していく。この頃、奈良原は前述の通り自分は長くは生きられないかもしれないと不安を抱えていた。生きた証を残すために、自分の中にある混沌としたものを形にする方法として写真を選んだ。「自分が“生きる”という確証、それを前向きのかたちでみたかった。あの『人間の土地』の展覧会はいい作品をつくるためにつくったんじゃない。自分が生きるために、生きていくために撮ったのです。」⁽²⁴⁾

「無国籍地」は、廃墟に立ち戻り、死と向き合うことで、奈良原の心を解きほぐし、「人間の土地」へ向けて一步踏み出す勇気を与えたといえるのではないだろうか。おわりに

「人間の土地」展が波紋を呼ぶなか、写真の旧世代からは否定の声が挙がった。土門拳(1909-1979)は、「人間の土地」に対して写真が「無国籍」であるという批判を投げかけた⁽²⁵⁾。この批判は同時に、奈良原の本質を鋭く突く言葉であった。「無国籍」とは当時どのような意味合いを担っていたのだろうか。第二次大戦によって史上まれにみる大規模な難民が発生し、「無国籍者」が世界で大きな問題と

なっていた。国民は国家の法の保護を受けられる。しかし、国を追われた人、あるいは戦争によって国そのものがなくなった場合は、いかなる保護も受けることができなくなる。こうした「無国籍者」をどうするかという問題が突きつけられていた。無国籍者の地位に関する1954年の条約は、その待遇に関する唯一の国際条約として採択された⁽²⁶⁾。また、「無国籍者」という映画も、1951年4月に公開されている⁽²⁷⁾。

奈良原一高が「無国籍地」と名付けた場所は、かつて自らも学徒動員で就労した軍需工場の廃墟であり、爆撃によって焦土と化した荒涼たる焼け跡である。「もはや日本であることも止めてしまった」と感じる、依って立つもののない不毛の地を手がかりに、生きていくほかはなかった。その不条理からの出発に立ち戻らせる。

「無国籍地」は、文明の破壊の果てである。そこから人間は自らの手で新たな世界を築き上げていかなければならない。「人間の土地」以降奈良原は、ヨーロッパ、アメリカと人間の創り上げた文明の光景を辿っていくこととなる。「無国籍地」は、この生涯のテーマの萌芽であり、出発点であったといえよう。

奈良原は、自らの心のなかを誠実にみつめ、心象風景を形にする。「無国籍地」もまた、自らの心と真正面から向き合い、思索を巡らしながら紡ぎ出した作品である。そうして生み出された奈良原の作品の純度の高さは、生涯一貫している。だからこそ、「無国籍地」は、60年以上経った今でも、みずみずしく、輝くばかりに美しく、そして哀しみを湛えているのではないのだろうか。

（島根県立美術館　主席学芸員）

追悼

2020年1月19日、奈良原一高氏は88歳で逝去されました。

心よりご冥福をお祈りいたします。

謝辞

2018年、奈良原一高作《無国籍地》50点を作家より、また堀内康司作《廃墟》のシリーズ7点を、堀内美智子氏より島根県立美術館にご寄贈いただきました。その後「奈良原一高《人間の土地》とグループ「実在者」」展を開催し、ご寄贈作品をお披露目いたしました。厚く御礼申し上げます。

1 奈良原一高「無国籍地ルネッサンス」『六月の風』81号、1987年3月、（『太陽の肖像 奈良原一高文集』2016年、白水社、pp.22-30再録）

2 江藤千秋「積乱雲の彼方に 愛知一中予科練総決起事件の記録」1981年初版、2010年新装版、法政大学出版局

3 奈良原一高「自叙伝 もうひとつの僕にいたるまで」『昭和写真全仕事9 奈良原一高』1983年、朝日新聞社、pp.153-157、（『太陽の肖像 奈良原一高文集』2016年、白水社、pp.64-85再録）

4 奈良原一高・松岡正剛『プラネタリー・ボックス18 写真の時間』1981年、工作舎、pp.64-67

5 小堺昭三「奈良原一高物語『熟れゆく時間』」『カメラマンたちの昭和史 写真家物語』1983年、平凡社、pp.235-242

6 奈良原一高「第三の新人・生活と意見」『フォトアート』1959年2月、pp.140-142

7 奈良原一高「鎮魂歌」『廃墟のロマン 無国籍地の連作より』『ロココール』1957年2月号

8 奈良原一高「若い写真家の発言・2 ある未知への発端」より、『アサヒカメラ』1960年11月号、p.158、（『太陽の肖像 奈良原一高文集』2016年、白水社、pp.20-22再録）

9 三宅宏司「大阪砲兵工廠の研究」1993年、思文閣出版
開高健『日本三文オペラ』（1959）、小松左京『日本アパッチ族』（1964）の舞台となる。「無国籍地」の中で、大型の砲台と反射炉の煙突が写る作品は、大阪砲兵工廠跡で撮影されたものと考えられるfig.17-19。

10 堀内康司「回想の池田満寿夫」『毎日グラフ デラックス別冊 池田満寿夫 芸術と人間』1977年、毎日新聞社、pp.74-75

11 『新修 北区史』東京都北区役所、1971年第一刷、1979年第二刷
『北区年表』東京都北区役所、1971年発行
『北区史 通史編 近現代』1996年、北区史編纂調査会編、東京都北区発行
『東京砲兵工廠銃包製造所建造物 調査報告書』文化財研究紀要第11集、1996年12月、東京都北区教育委員会
『東京砲兵工廠銃包製造所 汽罐および鋼製耐震煙突 調査報告書』文化財研究紀要第12集、1998年3月、東京都北区教育委員会

12 和田定夫「オム・テモワン」『アトリエ』1951年8月号、pp.3-12

13 『堀内康司の遺したもの』、2013年、求龍堂 no.35～no.64、pp.47-75
池田満寿夫「IKKOと私」『六月の風』16号、1976年12月

14 モホリー＝ナギー「新らしき映画に就ての命題(1)」『フォトタイムス』1933年2月号、pp.109-118

15 『視覚の実験室 モホイ＝ナジ／イン・モーション』2011年、アールアンテル
亀倉雄策解説「モダン・ユーロピアン・フォトグラフィアの主観主義写真」、『カメラ』1954年5月号、アルス

16 石元泰博「作品」『インスティテュート・オブ・デザインに学ぶ』『美術手帖』1954年4月号、pp.22-27
石元泰博「あかり」『美術手帖』1954年5月号、pp.42-55

17 拙著「『人間の土地』再考－奈良原一高の1954-1956」『手のなかの空 奈良原一高1954-2004』展図録、2010年、島根県立美術館、pp.234-240

18 池田満寿夫「IKKOと私」『六月の風』16号、1976年12月
濱谷浩「一高世界の時空間」『奈良原一高写真 魅惑のヴェネツィア』1987年、PPS通信社、

20 「10人の眼」展パンフレット（『IKKO ALBUM』『手のなかの空 奈良原一高1954-2004』展図録、2010年、島根県立美術館、pp.270-271掲載）

21 奈良原一高『人間の土地』1987年、リポレポート

22 奈良原一高「廃墟のロマン 無国籍地の連作より」『ロココール』1957年2月号、「奈良原一高連作・無国籍地より・鉄の造型」『ロココール』1957年4月号

重森弘淹「奈良原一高のレゾン・デートルについて」『camera招待席 奈良原一高
『緑なき島』』『カメラ』1956年8月号、pp.114-115、
《黒の中の窓》』Photo35』1956年11月号、目次ページ

23 奈良原一高個展「無国籍地1954-55」(ウナックサロン、東京、1987年4月1日-30日)
奈良原一高『無国籍地－1954』2004年、クレオ

24 奈良原一高「第三の新人・生活と意見」『フォトアート』1959年2月、pp.140-142

25 木村伊兵衛・土門拳「人と作品」『サンケイカメラ』1956年9月、pp.140-141

26 ハナ・アーレント『全体主義の起源2』、大島通義、大島かおり共訳、みすず書房、1972年第1刷、2013年新装版第17刷

27 『キネマ旬報』1951年5月上旬号、pp.33-34

御園生涼子『映画の声 戦後日本映画と私たち』みすず書房、2016年



1.



2.



7.



8.



3.



4.



9.



10.



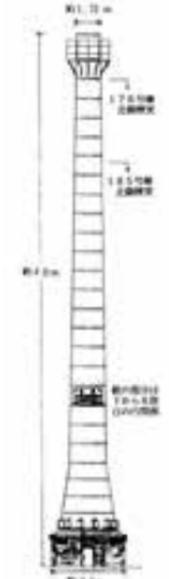
5.



6.



11.



12.



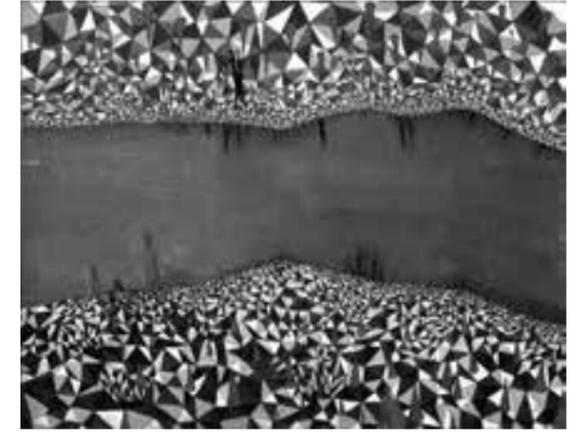
13.



14.



19.



20.



15.



16.



21.



22.



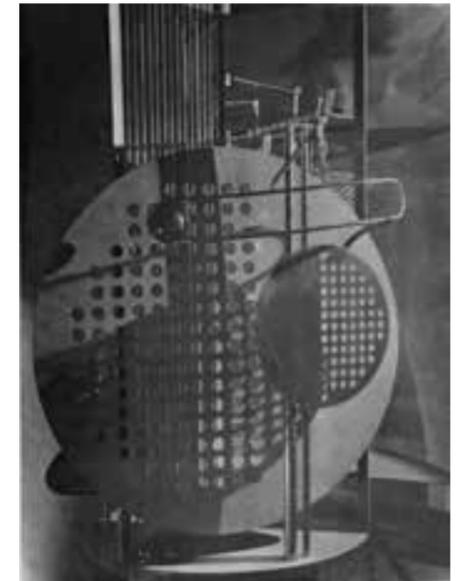
17.



18.



23.



24.



25.



26.



27.



28.

1~6,10,14,15,19

奈良原一高《無国籍地》1954年、島根県立美術館

7 奈良原一高《王子にて〈無国籍地〉より》(左から真鍋博、堀内康司、池田満寿夫)1954年、
(『毎日グラフ デラックス別冊 池田満寿夫 芸術と人間』、1977年、毎日新聞社、p.103)

8 奈良原一高《池田満寿夫〈無国籍地〉より》1954年、島根県立美術館

9 奈良原一高《真鍋博〈無国籍地〉より》1954年、島根県立美術館

11 堀内康司《無題(闇に立つ煙突)》1954年、島根県立美術館

12 鋼製耐震煙突全体図 (『東京砲兵工廠銃包製造所建造物調査報告書』文化財研究紀要第11集、1996(平成8)年12月、東京都北区教育委員会、p.73)

13 昭和10年代 第一製造所弾丸工場の製造風景
写真提供 田野晴美氏、(『東京第一陸軍造兵廠の軌跡〜埼玉と東京を中心に』第22回特別展図録、2007(平成19)年、ふじみ野市立福岡歴史民俗資料館、p.19)
奈良原の「無国籍地」fig.14と同じ構造のラチス柱が使用されている。

16 堀内康司《廃墟》1954年、島根県立美術館

17 1946~1947年頃の大阪砲兵工廠跡地、(三宅宏司『大阪砲兵工廠の研究』1993年、思文閣出版、p.408)

18 九二式10センチ加農砲、(三宅宏司、前掲書、p.295)

20 池田満寿夫《作品》1955年、東京都現代美術館、(グループ「実在者」第1回展出品作)

21 グループ「実在者」第1回展「戦争」会場(フォルム画廊、東京)。前列左から、奈良原、池田満寿夫、後列左から3人目、福島繁太郎(フォルム画廊主)、真鍋博、堀内康司、巖嘔

22 『5人の片眼の兵隊』個人蔵

23 河原温《浴室》1953年、東京国立近代美術館

24 モホリー・ナギー《抽象映画 黒・白・灰色 被写体装置》(『フォトタイムス』1933年2月号、pp.109-118)
モホイ=ナジ《ライト・スペース・モデュレータ(電気舞台のための光の小道具)》、(『視覚の実験室 モホイ=ナジ/イン・モーション』2011年)

25 石元泰博「夜ごと燃えてまわる悲劇と喜劇の舞台・・・」(石元泰博「あかり」、『美術手帖』1954年5月号、pp.42-55)

26 奈良原一高《^{トンネル}地下道 緑なき島・軍艦島〈人間の土地〉より》1957年、島根県立美術館

1957年、「10人の眼」展に《車輪のある空間》と題して出品される。

27 奈良原一高《浴場 緑なき島・軍艦島〈人間の土地〉より》1954-56年、島根県立美術館

28 奈良原一高《破れた野良着 火の山の麓・黒神村〈人間の土地〉より》1954-56年、島根県立美術館

1~10,14,15,19,26,27,28

© Narahara Ikko Archives

島根県立美術館研究紀要 第1号

令和2年3月31日

編集・発行 島根県立美術館

© Shimane Art Museum 2020